

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4244550号  
(P4244550)

(45) 発行日 平成21年3月25日(2009.3.25)

(24) 登録日 平成21年1月16日(2009.1.16)

(51) Int.Cl. F 1  
G 0 6 F 13/00 (2006.01) G 0 6 F 13/00 5 6 0 A

請求項の数 27 (全 38 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2001-349938 (P2001-349938)</p> <p>(22) 出願日 平成13年11月15日(2001.11.15)</p> <p>(65) 公開番号 特開2003-150494 (P2003-150494A)</p> <p>(43) 公開日 平成15年5月23日(2003.5.23)</p> <p>審査請求日 平成16年11月9日(2004.11.9)</p> <p>前置審査</p>	<p>(73) 特許権者 000002185 ソニー株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号</p> <p>(74) 代理人 100086841 弁理士 脇 篤夫</p> <p>(74) 代理人 100114122 弁理士 鈴木 伸夫</p> <p>(72) 発明者 松舟 功 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソ ニー株式会社内</p> <p>審査官 須藤 電也</p>
---	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 サーバ装置、コンテンツ提供方法、コンテンツ提供システム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信ネットワークを介した通信を行う通信手段と、  
予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置に関する提供者情報を記憶する提供者情報データベースと、

上記通信手段に対して接続要求があった際に、上記提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手段と、

格納手段と、

上記判別手段の判別処理を行った上で、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納するコンテンツ格納制御手段と、

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手段と、

上記提示手段によって提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、上記通信手段により当該提供要求元に対してコンテンツを送信する送信制御手段と、

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツについて、提示用データを生成し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する提示用データ処理手段とを備え、

上記コンテンツとともに、上記コンテンツを構成するデータの中での代表データの指定

10

20

情報が送信されてきた場合、

上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記指定情報で指定された代表データを用いて生成する

ことを特徴とするサーバ装置。

【請求項 2】

上記コンテンツ格納制御手段は、上記判別手段により、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であると判別された場合に、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納することを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 3】

上記判別手段による、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かの判別に応じて、接続料金を決定する接続料金処理手段を更に備えたことを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 4】

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する付属データ処理手段と、

上記格納手段に格納された上記付属データを用いて信憑性判断用データを生成し、上記通信手段から外部装置に送信する信憑性判断用データ送信手段と、をさらに備え、

上記付属データ処理手段は、上記信憑性判断用データ送信手段によって上記通信手段から送信された上記信憑性判断用データに基づく上記コンテンツ送信装置からの評価データ情報を上記提供者情報データベースに書き込むこと

を特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 5】

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツから、簡易コンテンツデータを生成し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する簡易コンテンツ処理手段を更に備えたことを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 6】

上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記コンテンツとともに送信されてきた付属データに基づいた文字データとして生成することを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 7】

上記コンテンツは映像コンテンツであり、

上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記映像コンテンツから抽出した静止画像データとして生成することを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 8】

上記提示手段は、上記提示用データ処理手段で生成された提示用データを用いて、コンテンツを提示することを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 9】

上記提示手段は、上記簡易コンテンツ処理手段で生成された簡易コンテンツデータを用いて、コンテンツを提示することを特徴とする請求項 5 に記載のサーバ装置。

【請求項 10】

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、抽出した付属情報を用いて上記コンテンツの信憑性判断を行う信憑性判断処理手段を更に備えたことを特徴とする請求項 1 に記載のサーバ装置。

【請求項 11】

上記付属データは、上記コンテンツの生成日時情報であることを特徴とする請求項 4 又は請求項 6 又は請求項 10 に記載のサーバ装置。

【請求項 12】

10

20

30

40

50

上記付属データは、上記コンテンツの生成時の位置情報であることを特徴とする請求項4又は請求項6又は請求項10に記載のサーバ装置。

【請求項13】

上記付属データは、上記コンテンツに対応するコメント情報であることを特徴とする請求項4又は請求項6又は請求項10に記載のサーバ装置。

【請求項14】

予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置から送信されたコンテンツを提供するコンテンツ提供方法として、

通信ネットワークを介した通信の接続要求があった際に、提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手順と、

上記判別手順の判別処理を行った上で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを格納するコンテンツ格納手順と、

通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手順と、

上記提示手順で提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、その提供要求元に対してコンテンツを送信する送信手順と、

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツについて、提示用データを生成し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する提示用データ処理手順と

を備え、

上記コンテンツとともに、上記コンテンツを構成するデータの中での代表データの指定情報が送信されてきた場合、

上記提示用データ処理手順は、上記提示用データを、上記指定情報で指定された代表データを用いて生成する

ことを特徴とするコンテンツ提供方法。

【請求項15】

上記コンテンツ格納手順は、上記判別手順により、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であると判別された場合に、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを格納することを特徴とする請求項14に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項16】

上記判別手順による、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かの判別に応じて、接続料金を決定する接続料金処理手順を更に備えたことを特徴とする請求項14に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項17】

通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、上記コンテンツに対応させて格納する付属データ処理手順と、

上記格納手順にて格納された上記付属データを用いて信憑性判断用データを生成し、上記通信手順にて外部装置に送信する信憑性判断用データ送信手順と、をさらに備え、

上記付属データ処理手順は、上記信憑性判断用データ送信手順によって上記通信手順から送信された上記信憑性判断用データに基づく上記コンテンツ送信装置からの評価データ情報を上記提供者情報データベースに書き込むこと

を特徴とする請求項14に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項18】

通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツから、簡易コンテンツデータを生成し、上記コンテンツに対応させて格納する簡易コンテンツ処理手順を更に備えたことを特徴とする請求項14にコンテンツ提供方法。

【請求項19】

上記提示用データ処理手順では、上記提示用データを、上記コンテンツとともに送信さ

10

20

30

40

50

れてきた付属データに基づいた文字データとして生成することを特徴とする請求項 1 4 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 0】

上記コンテンツは映像コンテンツであり、

上記提示用データ処理手順では、上記提示用データを、上記映像コンテンツから抽出した静止画像データとして生成することを特徴とする請求項 1 4 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 1】

上記提示手順では、上記提示用データ処理手順で生成された提示用データを用いて、コンテンツを提示することを特徴とする請求項 1 4 に記載のコンテンツ提供方法。

10

【請求項 2 2】

上記提示手順では、上記簡易コンテンツ処理手順で生成された簡易コンテンツデータを用いて、コンテンツを提示することを特徴とする請求項 1 8 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 3】

通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、抽出した付属情報を用いて上記コンテンツの信憑性判断を行う信憑性判断処理手順を更に備えたことを特徴とする請求項 1 5 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 4】

上記付属データは、上記コンテンツの生成日時情報であることを特徴とする請求項 1 7 又は請求項 1 9 又は請求項 2 3 に記載のコンテンツ提供方法。

20

【請求項 2 5】

上記付属データは、上記コンテンツの生成時の位置情報であることを特徴とする請求項 1 7 又は請求項 1 9 又は請求項 2 3 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 6】

上記付属データは、上記コンテンツに対応するコメント情報であることを特徴とする請求項 1 7 又は請求項 1 9 又は請求項 2 3 に記載のコンテンツ提供方法。

【請求項 2 7】

コンテンツ送信装置とサーバ装置から成るコンテンツ提供システムにおいて、  
 上記コンテンツ送信装置は、  
 コンテンツを生成するコンテンツ生成手段と、  
 通信ネットワークを介して上記サーバ装置と通信可能な通信手段と、  
 上記サーバ装置から予め付与されたアクセスアカウントデータを記憶する記憶手段と、  
 上記コンテンツ生成手段によって生成されたコンテンツを、通信用フォーマットにエンコードするエンコード手段と、

30

上記記憶手段に記憶された上記アクセスアカウントデータを用いて上記通信手段を上記サーバ装置に通信接続させる接続制御を行うとともに、上記コンテンツ生成手段で生成したコンテンツを上記エンコード手段でエンコードさせて上記通信手段により上記サーバ装置に対して送信させる送信制御を行う制御手段と、

を備え、

40

上記サーバ装置は、

通信ネットワークを介した通信を行う通信手段と、

予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置に関する提供者情報を記憶する提供者情報データベースと、

上記通信手段に対して接続要求があった際に、上記提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手段と、

格納手段と、

上記判別手段の判別処理を行った上で、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納するコンテンツ格納制御

50

手段と、

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手段と、

上記提示手段によって提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、上記通信手段により当該提供要求元に対してコンテンツを送信する送信制御手段と、

上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツについて、提示用データを生成し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する提示用データ処理手段とを備え、

上記コンテンツとともに、上記コンテンツを構成するデータの中での代表データの指定情報が送信されてきた場合、

上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記指定情報で指定された代表データを用いて生成する

ことを特徴とするコンテンツ提供システム。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、サーバ装置、コンテンツ提供方法、コンテンツ提供システムに関するものである。

【0002】

【従来の技術】

近年、例えばビデオカメラによって撮像した映像データや、作成した音楽データなどの各種コンテンツを、インターネット等のネットワーク通信を介して流通させたいという要望が多い。

例えば事件や事故の現場などのスクープ映像をビデオカメラによって撮像したフリーのビデオジャーナリストであれば、その映像コンテンツを放送局等に売り込みを行いたいと考えるが、この場合に、例えばインターネットを介して購入希望者を募ったり、実際の映像コンテンツを送信できるようにすると便利である。

また貴重な映像を広く一般に求めたい放送局などにとっても、購入したい映像コンテンツをインターネットを介して探し出すことができれば便利である。

【0003】

このためには、コンテンツ提供を行うサーバを設け、サーバは、インターネットを介して広く一般にコンテンツのアップロードを求めるようにする。その一方でサーバはアップロードされたコンテンツを一般に公開し、コンテンツ購入希望者を募るようにする。

このようなサーバを実現すれば、上記のような要望を満たし、コンテンツ流通を促進できると考えられる。

【0004】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、上記のようなサーバシステムを構築しても、実際にはコンテンツ流通の促進は必ずしも実現できない。

例えば上記サーバシステムを社会的に有用なシステムとするには、多様且つ多数のコンテンツがサーバにアップロードされなければならない。放送局などコンテンツを購入しようとする側にとっては、サーバが提供可能なコンテンツの質及び量が共に充実していなければ、魅力のあるものとならないためである。

【0005】

一方で、例えばビデオジャーナリストなど、売り込みを行いたいコンテンツを保有する側にとっては、アップロードが面倒又は困難であるという事情がある。

一般的に、インターネット上に映像コンテンツを流す場合、ビデオカメラで撮像した映像コンテンツの出力が、パーソナルコンピュータにインストールしたビデオキャプチャボードに入力されるように接続する。

そしてパーソナルコンピュータに取り込んだコンテンツデータに対して、ストリーミング

10

20

30

40

50

フォーマットにエンコードを行った上で、インターネット接続を行い、サーバにアップロードするという手順が必要となる。

また、アップロードする際にも、インターネットの専用線がない場合は、インターネットサービスプロバイダ（以下、ISP）と契約してインターネットの接続アカウント用意しておく必要がある。もちろんISPに対して接続料金を支払う必要もある。

【0006】

このような事情から、コンテンツをアップロードしようとする側にとっては以下のような難点がある。

まず、例えばパーソナルコンピュータや通信機器（モデム等）が完備し、ストリーミングエンコード及びインターネットアクセス可能な環境でなければアップロードできない。これは事件や事故のスクープ映像など、現場で撮影した後、極めて迅速に放送局等に売り込みを行わなければ商品価値が下がってしまうような映像コンテンツにとっては非常に大きな難点である。つまり現場で即座にアップロードできないため、結局は他の売り込み手法を考えることになり、ビデオジャーナリスト等はサーバへのアップロードを行う意欲が失せる。

また、即座に入手したいスクープ映像のアップロードが少ないということは、コンテンツを求める放送局等から見ると、サーバによるコンテンツ提供サービスは魅力が少ないことになる。

【0007】

また、アップロードには上記のようにハードウェア的な環境が必要であるとともに、ISPとの契約や料金支払いなども予め行われていなければならない。

さらにビデオカメラとパーソナルコンピュータの接続や、アップロードのための操作は、誰にとっても容易であるとは到底いえるものではなく、結局、ISPとの契約をした人や、パーソナルコンピュータやネットワーク通信に慣れている人でなければ実行しにくいものである。

【0008】

このようなことから、例えばビデオジャーナリストや、偶然スクープ映像を撮影してしまった一般の人など、コンテンツを提供したいと考える人にとっても、サーバへのアップロードというのは面倒又は状況的に困難であり、結局サーバにはアップロードされるコンテンツは増加しない。

即ち、上記のようなシステムを構築してもコンテンツ流通の促進は難しい。

【0009】

【課題を解決するための手段】

本発明はこのような状況に鑑みて、ビデオカメラ等によって生成されたコンテンツを容易にサーバ装置にアップロードできるようにするとともに、サーバ装置を介してコンテンツ購入希望を広く募ることができるようなシステムを構築することで、コンテンツ流通の促進を図ることを目的とする。

【0013】

本発明のサーバ装置は、通信ネットワークを介した通信を行う通信手段と、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置に関する提供者情報を記憶する提供者情報データベースと、上記通信手段に対して接続要求があった際に、上記提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手段と、格納手段と、上記判別手段の判別処理を行った上で、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納するコンテンツ格納制御手段と、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手段と、上記提示手段によって提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、上記通信手段により当該提供要求元に対してコンテンツを送信する送信制御手段と、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツについて、提示用データを生成し、上記コンテンツに対応させて上記

10

20

30

40

50

格納手段に格納する提示用データ処理手段とを備え、上記コンテンツとともに、上記コンテンツを構成するデータの中での代表データの指定情報が送信されてきた場合、上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記指定情報で指定された代表データを用いて生成する。

本発明のサーバ装置は、通信ネットワークを介した通信を行う通信手段と、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置に関する提供者情報を記憶する提供者情報データベースと、上記通信手段に対して接続要求があった際に、上記提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手段と、格納手段と、上記判別手段の判別処理を行った上で、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納するコンテンツ格納制御手段と、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手段と、上記提示手段によって提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、上記通信手段により当該提供要求元に対してコンテンツを送信する送信制御手段とを備える。

【0014】

また上記コンテンツ格納制御手段は、上記判別手段により、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であると判別された場合に、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを上記格納手段に格納する。

また上記判別手段による、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かの判別に応じて、接続料金を決定する接続料金処理手段を更に備える。

また、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する付属データ処理手段を更に備える。

【0015】

また、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツから、簡易コンテンツデータを生成し、上記コンテンツに対応させて上記格納手段に格納する簡易コンテンツ処理手段を更に備える。

この場合、上記提示手段は、上記簡易コンテンツ処理手段で生成された簡易コンテンツデータを用いて、コンテンツを提示する。

【0016】

また、上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記コンテンツとともに送信されてきた付属データに基づいた文字データとして生成する。

或いは、上記コンテンツは映像コンテンツであり、上記提示用データ処理手段は、上記提示用データを、上記映像コンテンツから抽出した静止画像データとして生成する。

そしてこれらの場合、上記提示手段は、上記提示用データ処理手段で生成された提示用データを用いて、コンテンツを提示する。

【0017】

また上記格納手段に格納された上記付属データを用いて信憑性判断用データを生成し、上記通信手段から外部装置に送信する信憑性判断用データ送信手段をさらに備える。

又は、上記通信手段との間で通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、抽出した付属情報を用いて上記コンテンツの信憑性判断を行う信憑性判断処理手段と、上記格納手段に格納された上記付属データを用いて信憑性判断用データを生成し、上記通信手段から外部装置に送信する信憑性判断用データ送信手段と、をさらに備え、上記付属データ処理手段は、上記信憑性判断用データ送信手段によって上記通信手段から送信された上記信憑性判断用データに基づく上記コンテンツ送信装置からの評価データ情報を上記提供者情報データベースに書き込む。

【0018】

上記各場合において、上記付属データは、上記コンテンツの生成日時情報、上記コンテン

10

20

30

40

50

ツの生成時の位置情報、上記コンテンツに対応するコメント情報であるとする。

【0019】

また本発明は、以上のようなコンテンツ送信装置とサーバ装置から成るコンテンツ提供システムを構築する。

【0021】

本発明のコンテンツ提供方法は、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置から送信されたコンテンツを提供するコンテンツ提供方法である。そして、コンテンツ送信装置から接続要求があった際に、提供者情報データベースを参照して、当該接続要求が、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かを判別する判別手順と、上記判別手順の判別処理を行った上で通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを格納するコンテンツ格納手順と、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツを、提供可能なコンテンツとして提示する提示手順と、上記提示手順で提示したコンテンツに対しての提供要求に応じて、その提供要求元に対してコンテンツを送信する送信手順と、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツについて、提示用データを生成し、上記コンテンツに対応させて格納する提示用データ処理手順と、を備え、上記コンテンツとともに、上記コンテンツを構成するデータの中での代表データの指定情報が送信されてきた場合、上記提示用データ処理手順では、上記提示用データを、上記指定情報で指定された代表データを用いて生成する。

この場合、上記コンテンツ格納手順は、上記判別手順により、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であると判別された場合に、通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてくるコンテンツを格納する。

また、上記判別手順による、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かの判別に応じて、接続料金を決定する接続料金処理手順と、通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、上記コンテンツに対応させて格納する付属データ処理手順と、格納された上記付属データを用いて信憑性判断用データを生成し、外部装置に送信する信憑性判断用データ送信手順をさらに備え、

上記付属データ処理手順は、上記信憑性判断用データ送信手順によって上記通信手順から送信された上記信憑性判断用データに基づく上記コンテンツ送信装置からの評価データ情報を上記提供者情報データベースに書き込む。

また通信接続されたコンテンツ送信装置から送信されてきたコンテンツから、簡易コンテンツデータを生成し、上記コンテンツに対応させて格納する簡易コンテンツ処理手順を更に備える。

この場合上記提示手順では、上記簡易コンテンツ処理手順で生成された簡易コンテンツデータを用いて、コンテンツを提示する。

この場合上記提示用データ処理手順では、上記提示用データを、上記コンテンツとともに送信されてきた付属データに基づいた文字データとして生成する。

或いは、上記コンテンツは映像コンテンツであり、上記提示用データ処理手順では、上記提示用データを、上記映像コンテンツから抽出した静止画像データとして生成する。

またこれらの場合、上記提示手順では、上記提示用データ処理手順で生成された提示用データを用いて、コンテンツを提示する。

また通信接続されたコンテンツ送信装置からコンテンツとともに送信されてくる付属データを抽出し、抽出した付属情報を用いて上記コンテンツの信憑性判断を行う信憑性判断処理手順を更に備える。

上記各場合において、上記付属データは、上記コンテンツの生成日時情報、上記コンテンツの生成時の位置情報、上記コンテンツに対応するコメント情報であるとする。

【0022】

即ち本発明では、例えばビデオカメラ等をコンテンツ送信装置として実現し、このコンテンツ送信装置には、サーバ装置から予めアクセスアカウントが付与されているものとする



。つまりビデオカメラ等のユーザーにとっては、ビデオカメラ等を所有した時点で、既に上記サーバ装置としてのISPに対して契約ができているものとする。

さらにビデオカメラ等のコンテンツ送信装置には、コンテンツアップロードのためのストリーミングエンコードを行うエンコード手段や、サーバへの通信接続を行う通信手段が、一体的に、若しくはアダプタ等の構成により別体として設けられているものとしている。これによってパーソナルコンピュータや通信機器等の環境が整っていない状況下でも、コンテンツ送信装置のみでアップロード可能となる。

またサーバ装置側では、アップロードされたコンテンツを提示手段により例えばウェブサイトなどに提示することで、購入希望者を広く募ることができる。

#### 【0023】

10

#### 【発明の実施の形態】

以下、本発明の実施の形態を説明する。実施の形態では、本発明のコンテンツ送信装置としてビデオカメラの例を挙げ、またサーバ装置としてのISP（インターネットサービスプロバイダ）の例を挙げる。この場合、ビデオカメラ及びISPによるシステムが本発明でいうコンテンツ提供システムとなる。

説明は以下に示す順序で行う。

#### < A > 第1の実施の形態

1. コンテンツ提供システム構成
2. ビデオカメラの構成
3. ISPの構成及びデータベース
4. システム動作手順

20

#### < B > 第2の実施の形態

#### < C > 第3の実施の形態

#### < D > 応用例

#### 【0024】

#### < A > 第1の実施の形態

1. コンテンツ提供システム構成

本実施の形態のコンテンツ提供システムは、映像コンテンツを生成し提供可能とするコンテンツ送信装置としてのビデオカメラと、ソフトウェアシステム（インターネット接続サービス、ウェブサイトの運営など）を結びつけることでインターネット上での映像コンテンツの流通を促進し、またそこでの課金ビジネスを行うものである。

30

#### 【0025】

図1にコンテンツ提供システムの概略的な構成のモデルを示す。

このコンテンツ提供システムは、コンテンツ送信装置たるビデオカメラ1が、インターネットとしてのネットワーク3を介してISP2と通信可能とされることで構築される。

ISP2はコンテンツサーバ2Aとしての機能と、ウェブサーバ2Bとしての機能を備える。

ネットワーク3、例えばアナログの公衆電話回線、ISDN（Integrated Service Digital Network）などの公衆デジタル回線、衛星通信回線などにより構築される。もちろん有線、無線は問わないが、ビデオカメラ1はネットワーク3に対して無線接続可能とされることが、より好適である。

40

#### 【0026】

ビデオカメラ1は、例えばビデオジャーナリストなど、撮像した映像コンテンツの売り込みを行ないたいと考えるユーザが用いるものとする。なお、以下売り込み側のユーザーをISP2から見ての「顧客A」と呼ぶこととする。

放送局4、個人5は、映像コンテンツの買い取りを行いたいとする法人等の組織又は個人の例として挙げている。買い取り側をISP2から見ての「顧客B」と呼ぶこととする。

#### 【0027】

ビデオカメラ1は、インターネットに映像コンテンツを流すための信号処理やインターネットとの接続を行う機能を持つ。

50

即ちビデオカメラ1は、撮像した映像コンテンツを、インターネットに流すのに適したフォーマットとして、例えば、Realフォーマット、Windows Mediaフォーマット、Quick Timeフォーマット、MPEG2フォーマット、MPEG4フォーマットなどにエンコードするストリーミングエンコーダとしての機能や、ネットワーク3への接続機能(モデム、イーサネットインターフェースなどの通信部)を有するものとしている。なお、ストリーミングエンコーダや通信部としての装置部は、ビデオカメラ1内に内蔵される他、ビデオカメラ1と独立した別体の筐体による装置とされ、有線あるいは無線でビデオカメラ1と接続されるシステムでも良い。

さらにビデオカメラ1は映像コンテンツを生成し、出力するだけでなく記録メディアを持っていても良い。ディスクや半導体メモリなどの記録メディアを持つ場合は、撮像したコンテンツをビデオカメラ1内部であらかじめ編集・加工してその後I S P 2にアップロードすることも可能になる。

#### 【0028】

さらにビデオカメラ1においては、インターネットに接続するためのアクセスアカウントをあらかじめ(ユーザーとしての顧客Aの手に渡る前、例えば工場出荷前の段階などで)持つことを大きな特徴としている。

即ち、ビデオカメラ1を製造又は販売する会社が、I S P 業務を自ら行うか、あるいはI S P 業務を行う別の会社と契約を結んでおき、製造・販売する個々のビデオカメラ1に対して、インターネットへの接続のためのアクセスアカウントを付与する。

従って顧客A(例えばビデオジャーナリスト)がビデオカメラ1を購入した時点では、既にそのビデオカメラ1はインターネットアクセスが可能とされているものである。つまり顧客AがI S P 2と契約してアクセスアカウントを付与してもらう必要はない。但し、I S P 2での管理上、ビデオカメラ1の使用者として登録を行う必要はあるが、これは例えばビデオカメラ1の購入時に添付されている返信用葉書などで住所、氏名等を通知するか、或いは購入後の最初にI S P 2に接続する時点で、住所、氏名等を送信できるようにすればよい。

そして顧客Aでは、既に付与されているアクセスアカウントを使って映像コンテンツをI S P 2にアップロードすることができる。

この場合、I S P 2は、当該ビデオカメラ1からの接続の場合は、接続料を無料あるいは通常に比べて低い接続料金を設定することもできる。

#### 【0029】

このように、ビデオカメラ1にはアクセスアカウント設定のための契約の手間を省くことや、料金的な特典を設けることで、顧客Aによる映像コンテンツのアップロードを促進し、インターネット上に流通する映像コンテンツの増加をはかる。

#### 【0030】

一方でI S P 2、つまりこの場合、ビデオカメラ1の製造者・販売者が運営するI S P や、或いは当該製造者・販売者と契約したI S P 事業者が運営するI S P は、映像コンテンツ流通のためのウェブサイト(ウェブサーバ2B)を運営する。

顧客Aは撮像した映像コンテンツをこのウェブサイトにリンクしたコンテンツサーバ2Aにアップロードすることになる。

#### 【0031】

アップロードされたコンテンツは、コンテンツサーバ2Aに蓄えられ、ウェブサーバ2Bによって広く一般に提示される。つまり購入希望者が募集される。そしてI S P 2は、提示されたコンテンツを利用する人(購入者たる顧客B)に対して課金する。

即ち図2に示すように、コンテンツは顧客Aによりコンテンツサーバ2Aにアップロードされて蓄積され、ウェブサーバ2Bによって提示される。そしてウェブサーバ2Bを閲覧して、提示されている或るコンテンツを購入希望する顧客Bが発生した場合、そのコンテンツが顧客B側に送信されるという形態をとるものとなる。

#### 【0032】

具体的な例としてはビデオカメラ1をビデオジャーナリストが使用し、I S P 2で提示さ

10

20

30

40

50

れたコンテンツをマスメディアが利用するという関係が考えられる。つまりビデオジャーナリストが撮像したスクープ映像などをウェブサーバ2Bで提示し、それを定期的に監視しているテレビ局等の放送局4が自局で放送したいコンテンツをみつければ映像ソースとして買い付けるというモデルである。

複数の買い手の間でオークションのシステムを導入することも可能である。

【0033】

放送局4はビデオジャーナリストに対して映像コンテンツの対価を支払うと共にISP2に仲介手数料を支払う。あるいはISP2としてはあらかじめ仲介手数料等を含めたウェブサイト使用契約を放送局4等と結んでおくようにしても良い。放送局4はそのコンテンツを自局で放送することで視聴率を稼ぐという利益が発生する。

10

つまり本例のコンテンツ提供システムは、コンテンツをアップロードする顧客B側をシステムの、金銭的にサポートしてコンテンツの流通量を増やし、コンテンツを欲している側にこれを提供することによって課金するものである。

【0034】

ところでISP2は、顧客Aからビデオカメラ1のユーザ情報をあらかじめ収集して顧客登録データベースに蓄えておき、顧客Aがビデオカメラ1によりISP2にアクセスすると、即座に顧客Aの情報を参照することができるようにする。顧客Aのユーザ情報とは、上述したように顧客Aがビデオカメラ1を購入した時点などに葉書或いは通信などによりISP2に登録する情報を含む。

即ち顧客Aの個人的な情報として、氏名、年齢、連絡先（電話番号、電子メールアドレス、住所等）など、登録時に入手できる情報を含む。

20

そして、そのビデオカメラ1に付与したアクセスアカウントに基づいて、ID情報（IPアドレス等）、パスワード、その他必要な情報に対応させて顧客登録データベースに登録する。

後述するが、このような顧客登録データベースを用いることで、アップロードされたコンテンツを提示する際に、顧客Bにとってガイドとなる情報を提示したり、また履歴情報を管理したり、システムの信頼性を高めるための処理などが可能となる。

【0035】

ウェブサーバ2Bとしては、目的別に各種のものが考えられる。例えばビデオジャーナリストサイト（VJサイト）として、上記のようにスクープ映像等の売買に用いるサイトを運営する例がある。この場合、顧客Aは、ビデオジャーナリストあるいは一般の人でたまたまスクープ映像を撮像できた人などとなる。顧客Bはウェブ上で買い付けた映像コンテンツを自社のソースとして放送したいマスメディア等である。第1、第2の実施の形態は、この例にそって説明する。

30

また、IR情報サイトなどとして、顧客Aを企業、特に自社株の株価に敏感な企業とし、顧客Bは株式への投資家などとして、株価関連のタイムリーな情報を顧客Aが顧客Bに提供できるようなサイトとしてもよい。この例は第3の実施の形態として後述する。

【0036】

いずれの例でも、顧客Bがウェブサーバ2Bにアクセスすることによって間接的に利益を得ることができるため、積極的にサイトにアクセスすることが考えられる。このためISP2の事業者としては顧客Bへの課金ビジネスが成り立つ。

40

【0037】

なお、顧客Bとしては、一般に誰もが顧客Bと成ることが可能としても良いし、或る程度顧客Bの範囲を制限してもよい。

顧客Bとしては、ハードウェアとしては、ウェブサーバ2Bにアクセス可能な通信端末（例えばコンピュータ端末）を備えればよい。

そして、本システムのコンテンツ購入者たる顧客Bを一般に解放するのであれば、誰もがウェブサーバ2Bにアクセス可能とし、購入したいコンテンツを選べるようにすればよい。

一方、本システムが提供するコンテンツの内容的な種別や性質などによっては顧客Bを制

50

限することが好適な場合もある。例えばジャーナリズム用のコンテンツに限るようにする場合などは、顧客Bはマスメディアとしての組織等に限ることが好適な場合がある。また、システムの信頼性向上のため、例えばコンテンツの改竄などハッキングを目的とする不正なアクセス等を防止するためにも、顧客Bの範囲を制限したい場合もある。

このような場合は、例えば顧客Bを登録制とし、パスワード等を顧客Bに付与してアクセス権を与えるような手法も考えられる。

#### 【0038】

##### 2. ビデオカメラの構成

本例のコンテンツ送信装置となるビデオカメラ1の構成例を図3に示す。

システムコントローラ11は、マイクロコンピュータにより構成され、ビデオカメラ1の全体を制御する。即ち以下説明する各部の動作制御を行う。

#### 【0039】

カメラ部12は、映像撮像のための部位であり、撮像部13、撮像信号処理部14、カメラコントローラ15を備える。

撮像部13は、撮像レンズや絞りなどを備えて構成されるレンズ系、レンズ系に対してオートフォーカス動作やズーム動作を行わせるための駆動系、レンズ系で得られる撮像光を検出し、光電変換を行うことで撮像信号を生成するCCD(Charge Coupled Device)などが設けられる。

#### 【0040】

撮像信号処理部14は、カメラ部13のCCDによって得られる信号に対するゲイン調整や波形整形を行うサンプルホールド/AGC(Automatic Gain Control)回路や、ビデオA/Dコンバータを備え、撮像によるデジタル映像データを生成する。

#### 【0041】

カメラコントローラ15は、システムコントローラ11からの指示に基づいて、撮像部13及び撮像信号処理部14の動作を制御する。例えばカメラコントローラ15は、撮像部13に対しては、オートフォーカス、自動露出調整、絞り調整、ズームなどの動作を実行させるための制御(モータ制御)を行うものとされる。

またカメラコントローラ15はタイミングジェネレータを備え、CCD及び撮像信号処理部14のサンプルホールド/AGC回路、ビデオA/Dコンバータに対しては、タイミングジェネレータにて生成されるタイミング信号により信号処理動作を制御する。

#### 【0042】

カメラ部12では以上の構成により、撮像映像データを生成する。なお図示していないが、マイクロホンやオーディオ信号処理系も設けられ、撮像映像データに同期した音声データも生成するものとされる。

#### 【0043】

記録再生部16は、カメラ部12で得られた撮像映像データを映像コンテンツとして記録媒体に記録し、また再生できる部位である。

記録再生部16にはMPEGコーデック部17、HDD(ハードディスクドライブ)18、記録再生コントローラ19が設けられる。

なお、ここでは記録媒体としてはHDDを例に挙げるが、もちろん光ディスク、光磁気ディスク、磁気テープ、メモリカード等の形態の固体メモリなど、各種多様な例が考えられる。

#### 【0044】

MPEGコーデック部17は、カメラ部17で得られる撮像映像データ、MPEG(Moving Picture Experts Group)方式(例えばMPEG2等)で圧縮する。また音声データを例えばMPEGオーディオ方式で圧縮する。

そして後述する各種パケット構成のMPEG映像コンテンツを生成する。

なお、ここではMPEG方式での圧縮を例に挙げているが、他の圧縮方式を採用しても良い。

また圧縮エンコードされていない映像コンテンツをHDD18への記録したり、或いはそ

10

20

30

40

50

のままアップロードさせることも考えられる。

【0045】

HDD18は、MPEGコーデック部17で生成されたMPEG映像コンテンツや、或いは付随する各種情報をハードディスクに記録する。

記録再生コントローラ19は、システムコントローラ11の指示に基づいて、MPEGコーデック部17の処理やHDD18に対する記録及び再生動作、及びデータの入出力に関する制御を行う。

MPEGコーデック部17に対しては、上記のようなMPEG映像コンテンツの生成処理の指示を行うと共に、映像コンテンツ内にメタデータとして挿入する各種情報の提供や挿入指示を行う。

またHDD18に対して映像コンテンツその他のデータの記録制御、再生制御を行う。

さらに記録再生コントローラ19は、システムコントローラ11の指示に応じて映像コンテンツの編集処理も実行する。

【0046】

カメラ部17で得られた撮像映像データや、HDD18に記録された状態の映像コンテンツは、ビューファインダ31や液晶表示部29に表示可能とされる。

撮像実行時、及び撮像スタンバイ時などにおいてカメラ部12が撮像映像データを出力している際は、その撮像映像データはビューファインダドライバ30、LCDドライバ28の両方又は一方に供給される。

ビューファインダドライバ30、LCDドライバ28は、システムコントローラ11からの指示に応じて、それぞれ撮像映像データによる映像をビューファインダ31、液晶表示部29に表示させる動作を行う。またシステムコントローラ11の指示に応じて所定のキャラクタ画像を重畳表示させる。

また、HDD18からの映像コンテンツ再生時においては、HDD18から再生され、MPEGコーデック部17で圧縮に対するデコードが行われた映像データがビューファインダドライバ30、LCDドライバ28の両方又は一方に供給される。ビューファインダドライバ30、LCDドライバ28は、システムコントローラ11からの指示に応じて、それぞれ供給された映像データ及び重畳するキャラクタ画像による映像をビューファインダ31、液晶表示部29に表示させる動作を行う。

【0047】

従ってユーザーは、ビューファインダ31、液晶表示部29を見ながら撮像のスタンバイ（被写体の確認時）及び撮像の際のモニタリングや、撮像した内容のチェック、編集操作などを行うことができる。

【0048】

ストリーミングエンコーダ20、及び通信部21は、当該ビデオカメラ1からISP2に対してコンテンツをアップロードするために必要な部位として設けられる。

ストリーミングエンコーダ20は、映像コンテンツを、インターネット送信に適したフォーマットへのストリーミングエンコードを行う。例えば、Realフォーマット、Windows Mediaフォーマット、Quick Timeフォーマット、MPEG2フォーマット、MPEG4フォーマットなどにエンコードする。

また通信部21は、例えばモデム、イーサネットインターフェース、携帯電話インターフェースなどにより形成され、インターネット通信を実行する。

HDD18に記録されているコンテンツをアップロードする際には、そのコンテンツはHDD18から読み出されてストリーミングエンコーダ20でエンコードされ、通信部21によって接続されたISP2にアップロード送信されることになる。

【0049】

なお、図3ではストリーミングエンコーダ20を1つの処理ブロックとして示しているが、これは必ずしもハードウェアとしてのエンコーダを必要とする意味ではなく、例えばシステムコントローラ11などがソフトウェアエンコード処理によりストリーミングエンコードを行うようにしてもよい。

10

20

30

40

50

また、図3においてストリーミングエンコーダ20と通信部21を破線で囲っているが、これらの部位はビデオカメラ1に内蔵する他、ビデオカメラ1の外部装置としてもよい。例えばストリーミングエンコーダ20と通信部21を有するアダプタユニットとして形成し、ビデオカメラ1に装着することでコンテンツアップロードが可能となるような形態としても良いし、ストリーミングエンコーダ20と通信部21を有するユニットがビデオカメラ1とケーブル接続、或いは無線LAN形態で接続されるものとしても良い。もちろんストリーミングエンコーダ20と通信部21も、それぞれ別筐体のユニットとして接続されるものでもよい。

#### 【0050】

ROM22, RAM23、フラッシュメモリ24は、それぞれシステムコントローラ11  
10  
が必要なデータやプログラムの記憶や演算領域として用いる。

例えばROM23には、システムコントローラ11の処理プログラム、固定データ等が記憶される。RAM23は一時的な情報の格納やワーク領域として用いられる。フラッシュメモリ24は各種の制御係数などが記憶される。

特に本例のビデオカメラ1では、上述したように予めISP2からアクセスアカウントが付与されている。フラッシュメモリ24には、付与されたアクセスアカウントとしてのID情報が記憶される。例えばこのID情報は、ビデオカメラ1の工場出荷前の段階（或いは販売前の段階）で書き込まれるものとなる。

また、アクセスアカウントとしては、IDに対応してパスワードも設定される。そのパスワードが、予め、或いはユーザー操作によって、フラッシュメモリ24に記憶される場合  
20  
もある。

また、ISP2としてのURL (Uniform Resource Locator) も予めフラッシュメモリ24に記憶させておいてもよい。

#### 【0051】

計時部25は、現在日時(年月日時分秒)を計時する。計時されている現在時刻情報は、撮像時においてシステムコントローラ11が記録再生コントローラ19に供給し、例えばMP EG映像コンテンツを構成するデータパケットに挿入される情報とすることができる。つまり映像コンテンツの生成日時情報となる。

GPSユニット26は、GPS (Global Positioning System) により現在位置情報を得る部位であり、GPSアンテナ及びGPSデコーダから成る。GPSデコーダは、GPS  
30  
アンテナによって受信された信号をデコードすることで、現在位置情報として緯度・経度データを出力する。この現在位置情報は、撮像時においてシステムコントローラ11が記録再生コントローラ19に供給し、例えばMP EG映像コンテンツを構成するデータパケットに挿入される情報とすることができる。つまり映像コンテンツの生成時の位置情報となる。

#### 【0052】

操作部27には、当該ビデオカメラ1に対するユーザー操作のための各種操作子が用意されている。即ち電源操作、撮像操作、再生操作、ズーム操作、各種モード操作、編集操作、アップロード操作などのための操作子が形成される。

システムコントローラ11は、これらの操作子によるユーザの操作を検出することに応じて、各部に対して必要な動作が実行されるように制御する。  
40

また、操作部27の操作によって、ユーザーは文字入力が可能とされる。ユーザーは操作部27の文字入力機能を用いることで、例えば撮像したコンテンツに対応させてコメントを入力することができる。システムコントローラ11はコメント入力が行われた場合、当該文字データを1つのコメントファイルを構成するデータとして記録再生コントローラ19に受け渡す。記録再生コントローラ19はコメントファイルを生成してHDD18にコンテンツに対応づけて記録させることができる。

#### 【0053】

なお、この例では操作部27として文字入力や編集操作を可能としているが、USB規格、IEEE規格などに準拠するインターフェースを設け、外部の機器(例えばパーソナル  
50

コンピュータ)から文字入力を行ったり、編集操作を行う事ができるようにしてもよい。

【0054】

電源部32は例えばDC/DCコンバータにより、内蔵のバッテリーにより得られる直流電源あるいは、電源アダプタを介して商用交流電源から生成された直流電源を利用して、各回路部に対して所要のレベルの電源電圧を供給する。電源部32による電源オン/オフは、上述した操作部27からの電源操作に応じてシステムコントローラ11が制御する。

【0055】

3. ISPの構成及びデータベース

図4はISP2の構成例を示す。

ISP2は、制御部41、通信部42、データ処理部43、データベース部44を有する

10

。通信部42は、ネットワーク3を介して通信を行う。

データ処理部43は、例えば通信部42を介して接続されたビデオカメラ1からアップロードされたコンテンツについて各種処理を行う。詳しくは後述するが、例えばコンテンツ内に含まれている付加データを抽出したり、コンテンツデータを用いて低画質かつ短時間のプレビュー用データを生成したり、或いは見出しデータを生成する処理などを行う。

データベース部44には、顧客登録データベースの格納、コンテンツの格納、コンテンツに付随する各種情報の格納が行われる。

制御部41は、通信部42の通信動作、データ処理部43の処理動作、データベース部44の管理及び情報の格納/読出の制御を行う。

20

また制御部41は、当該ISP2をコンテンツサーバ2A、ウェブサーバ2Bとして機能させるための処理を行う。

【0056】

なお、コンテンツサーバ2Aとウェブサーバ2Bは、必ずしも1つのハードウェア構成によって実現する必要はなく、あくまでネットワーク3上でリンクされればよい。従って、図4の構成は少なくともコンテンツサーバ2Aとしての機能を実現とする構成としてもよく、ウェブサーバ2Bは他のハードウェア構成で実現しても良い。

【0057】

データベース部44に格納される顧客登録データベースの内容は、図5のようになる。

図5には、顧客登録データベースにおける1つのデータベースファイルの内容を模式的に示している。

30

ここでいう1つのデータベースファイルとは、或るユーザーが用いる1台のビデオカメラ1に対応するデータ群である。

【0058】

この場合、データベースファイルとしての登録ナンバに対して、予めビデオカメラ1に付与してあるアクセスアカウントデータが登録される。これにはビデオカメラ1に対してアクセスアカウントとして与えたID及びパスワードが含まれる。また、ビデオカメラ1に付与したアクセスアカウントである場合、IDとともに、ビデオカメラ1の製造番号、製造者コード等も登録しておくことが考えられる。

【0059】

40

またデータベースファイルには、ビデオカメラ1の購入後にユーザー(顧客A)が、葉書或いは通信接続などによりISP2に通知した個人情報が登録される。例えば住所、氏名、年齢、性別、国籍、電子メールアドレス、電話番号などの情報である。

また本システムによって顧客Aがアップロードしたコンテンツが顧客Bによって購入された場合、その代金を顧客Aに支払うための支払情報が登録される。例えば銀行口座番号などである。

【0060】

基本的には当初はこれらの情報が登録されるが、さらに履歴情報として、或る顧客Aに関する履歴を随時追加登録するようにしてもよい。

例えばアップロード履歴として、アップロード回数、日時、コンテンツ種別、サイズなど

50

を蓄積する。また売買履歴として、コンテンツ売買が成立した場合の日時、対象コンテンツ、金額、購入者等の情報を蓄積したり、或いは不成立の場合の同様の情報を蓄積する。また購入者（顧客B）からコンテンツの評価などのフィードバックがあった場合にはそれを蓄積する。

さらに、コンテンツの信憑性判断を行う場合には、その判断結果の情報を顧客の信頼性評価情報として蓄積してもよい。

#### 【0061】

次に顧客Aによってコンテンツがアップロードされた場合、コンテンツはデータベース部44に格納されて行くが、その1つのコンテンツに対応して形成されるデータファイル構成を、図6に模式的に示す。

ビデオカメラ1から送信されてきたコンテンツに対しては、データ処理部43でコンテンツにメタデータとして付加されている付加データが抽出される。またコンテンツと共にコメントデータファイルが送信されてくる場合もある。

データ処理部43は、これらの付加データやコメントファイルを抽出して、コンテンツに対応するコンテンツ付属データとしてのデータファイルを生成する。

このコンテンツ付属データは、管理データによってコンテンツデータにリンクされた状態でデータベース部44に格納される。

またデータ処理部43では、コンテンツの一部データ、例えば映像コンテンツの冒頭部分の数秒～数10秒程度のデータとして、低画質のプレビュー用データを生成する。このプレビュー用データも、管理データによってコンテンツデータにリンクされた状態でデータベース部44に格納される。

さらにデータ処理部43では、コンテンツの一部のデータ、例えば映像コンテンツの冒頭の映像フレーム、或いは付加データとしての後述する指定情報（CUEデータ）によって指定された映像フレームを用いてサムネイル画像を生成したり、付加データやコメントファイルに基づいて文字情報を生成し、これらを見出しデータとして生成する。この見出しデータも、管理データによってコンテンツデータにリンクされた状態でデータベース部44に格納される。

#### 【0062】

即ち、1つのコンテンツに対しては、そのコンテンツデータの管理データによって、プレビュー用データ、見出しデータ、コンテンツ付属データが、それぞれリンクされた状態でデータベース部44或いは他の記憶部に格納される。

そしてさらに、管理データは、コンテンツを顧客登録データベースにおける1つのデータベースファイルにリンクした状態で管理する。つまりコンテンツと、そのコンテンツをアップロードした顧客Aをリンクさせる。

#### 【0063】

管理データは、例えばコンテンツデータ自体のヘッダデータとしても良いし、コンテンツデータとは別ファイルの形態でもよい。

管理データは、これら各データファイルのリンク状態及び顧客登録データベースとのリンク状態を管理するとともに、コンテンツデータ自体の管理情報を記録する。例えばアップロード日時、コンテンツのデータサイズを管理する。また当該コンテンツに関する売買履歴その他の履歴情報を追加的に管理していくようにしてもよい。

#### 【0064】

なお、図6は、あくまで1つのコンテンツデータに対応するファイル群の構成を模式的に示したもので、これらがどのような形態で格納されるものであってもよい。

例えば、コンテンツデータベース、プレビュー用データのデータベース、見出しデータのデータベース、コンテンツ付属データのデータベースがそれぞれ構築され、管理データによって各データベース内の1つのファイルがリンクされるものでもよい。もちろん1つのデータベース部44に格納されることを要求するものではない。

また或いは、図6のようなファイル群が1つのデータベースファイルとしてまとめて格納されたデータベースを構築しても良い。

10

20

30

40

50



また、例えばコンテンツデータ及びプレビュー用データは、コンテンツサーバ2 A側で生成及び格納し、見出しデータはウェブサーバ2 B側で生成して、コンテンツデータ等とリンクされる形態でもよい。

【0065】

4. システム動作手順

以下、本例のコンテンツ提供システムの全体の動作手順を図7により説明し、その後、ビデオカメラ1での撮像からアップロードまでの処理、及びISP2でのアップロード時の処理やウェブサイトでのコンテンツ提示に関する処理について詳しく説明する。

【0066】

図7には、顧客A側でのビデオカメラ1での処理、ISP2の処理、及び顧客B側の処理（例えば顧客B側のコンピュータ端末の処理）を分けて示している。

まず、顧客Aが有するビデオカメラ1によるアップロードまでの手順を、手順S1、S2、S3として示している。

【0067】

まず顧客Aは、ビデオカメラ1を用いて撮像する（S1）。例えばビデオジャーナリストを想定した場合、事件現場の映像を撮像することなどがこの撮像手順に相当する。この撮像によって1つの映像コンテンツがビデオカメラ1において生成されることになる。

撮像によって生成した映像コンテンツ、つまりHDD18に記録されたコンテンツに対しては、ビデオカメラ1をそのまま用いて編集することができる（S2）。例えば簡単なカット編集を行って適当な長さの映像コンテンツを作る。

そして顧客Aは、撮像したコンテンツ、或いは編集を行ったコンテンツを、ISP2にアップロードできる（S3）。このアップロードは、図3の構成のビデオカメラ1により、他の機器（パーソナルコンピュータ等）を用いることなく実行できる。即ちビデオカメラ1に付与されたインターネットアクセスアカウントを使ってインターネットに接続し、映像コンテンツをISP2にアップロードする。

【0068】

ビデオカメラ1からの接続要求があった場合、ISP2では、接続処理及びアップロードされるコンテンツの取込処理を行う（S4）。

上述のようにコンテンツサーバ2 Aでは顧客Aの顧客情報を顧客登録データベースにより管理しており、ISP2への接続要求の際のアクセスアカウントから顧客Aを自動的に特定し、アップロードされた映像コンテンツと撮像者の情報をリンクさせてデータベース部44に保存しておく（S5）。

【0069】

アップロードされたコンテンツに対しては、その後ウェブサーバ2 Bで公開されるが、その際の内容紹介の便宜や、或いは公開した情報が不正使用されることを防ぐための処理がISP2側で自動的に行われる。

まず、プレビュー用データを生成する（S6）。プレビュー用データは、コンテンツの内容を紹介するデータである。例えばコンテンツの一部の内容としてプレビュー用データを生成する。但し、映像コンテンツの不正使用を防ぐために、プレビュー用データとしては、わざと画質を落としたり、画像サイズを落としたりする処理を行う。生成したプレビュー用データは、アップロードされたコンテンツにリンクされてデータベース部44に格納される。つまりISP2側ではオリジナルの高画質のコンテンツと、プレビュー用データとしての低画質のコンテンツの2種類を持つことになる。

【0070】

またISP2（コンテンツサーバ2 A又はウェブサーバ2 B）は、コンテンツにコンテンツIDや日付情報を付けて見出しデータを作る（S7）。見出しデータとしては、顧客登録データベースから得た情報や、アップロードされたコンテンツから抽出した日時、位置等の情報、コメント情報などを用いた文字情報を生成することができる。また、見出しデータとしては、コンテンツの1フレームを抽出して生成した静止画像（いわゆるサムネイル画像）も生成する。

10

20

30

40

50

## 【 0 0 7 1 】

見出しデータを作成したら、ウェブサーバ 2 B は、見出しデータに基づいてウェブサイト上で提示する。つまり一般（アクセス許諾者）に対して提供可能なコンテンツとして提示する（S 8）。

## 【 0 0 7 2 】

放送局等の顧客 B は、任意にウェブサーバ 2 B にアクセスし、提示されているコンテンツ（コンテンツの見出しデータであるサムネイル画像や紹介文）を閲覧することができる。そしてウェブサイト上に提示されたコンテンツの見出しを見て興味を持った場合は、それをクリックすることで映像コンテンツをプレビューすることができる（S 9）。

即ち、ISP 2 では、クリックに応じて、リンクされているプレビュー用データをウェブ上に表示する。

10

## 【 0 0 7 3 】

顧客 B が見出しデータ或いはプレビュー用データを閲覧して、当該コンテンツを購入したいと考えた場合は、コンテンツ購入希望を ISP 2 に伝える（S 13）。例えばウェブ上で提示されているコンテンツ ID を指定して購入希望を送信する。

## 【 0 0 7 4 】

但し、購入希望の前に、コンテンツについての信憑性を確認することができる。その場合、顧客 B は、ウェブ上で提示されている或るコンテンツについて、コンテンツの信憑性判断を行うことのできるコンテンツ付属情報の照会を行う（S 10）。

これに応じて ISP 2 は、コンテンツ付属情報を顧客 B に送信する（S 11）。例えばコンテンツを構成する各シーンの時刻情報、位置情報、撮像者（顧客 A）のコメントなどである。

20

このコンテンツ付属情報の提供は、ウェブサーバ 2 B 上で行っても良いし、電子メール等により実行してもよい。

## 【 0 0 7 5 】

顧客 B 側では、コンテンツ付属情報を得たら、それによって当該コンテンツが信憑性が或るものか否かを判断する（S 12）。この判断は、顧客 B 側の端末等に、例えばコンテンツの撮像日時や位置により信憑性を自動的に判断するソフトウェアを設けて実行しても良いし、顧客 B がコンテンツ付属情報に基づいて自分で判断しても良い。

そして、コンテンツ購入を決心したら、コンテンツ ID を指定してコンテンツ購入希望を ISP 2 に送信する（S 13）。

30

なお、顧客 B はコンテンツ購入希望と共に（或いは後の時点でも良いが）購入希望価格を伝える。

## 【 0 0 7 6 】

顧客 B からのコンテンツ購入希望があったら、ISP 2 は顧客 A と顧客 B の間の売買交渉をサポートする（S 14）。例えば ISP 2 の管理者は、当該コンテンツをアップロードしたビデオジャーナリストに電子メールや電話等で連絡し、価格が折り合えば売買が成立することになる。もちろん売買交渉のサポートとしては多様な例が有り、例えば顧客 A、B の直接の交渉をセットするようにしてもよい。

売買成立したら、ISP 2 は、保存してある高画質のコンテンツを顧客 B に送信する（S 15）。顧客 B は送信されてくるコンテンツを受信し、例えば放送等に利用できるとなる（S 16）。

40

## 【 0 0 7 7 】

コンテンツ購入に応じて顧客 B は、代金及び手数料の支払いを行う。即ち顧客 A（ビデオジャーナリスト等）に対してコンテンツの購入代金の支払いと、ISP 2 に対する手数料の支払いを行う。例えば手数料は、コンテンツ購入代金の何%などとしてもよい。そして ISP 2 の管理者は手数料を受領し（S 18）、顧客 A はコンテンツ購入代金を受領する（S 19）。

なお、支払処理は、オンライン送金 / 振り込みなどとしても良いし、実際に振り込みや郵送によるものとしてもよい。

50

これらの場合において顧客Bが直接顧客Aに支払を行う場合は、顧客BがISP2から顧客Aの銀行口座番号や住所、氏名等の情報（顧客登録データベースに登録されている情報）を受け取るようにすればよい。

また顧客Aへの購入代金については、ISP2が仲介してもよい。つまり顧客Bは購入代金及び手数料の全額をISP2に支払い、ISP2が顧客Aに対して購入代金の支払いを行うようにする。例えば顧客登録データベースに登録されている口座への振り込みを行う。

#### 【0078】

なお、顧客Bでは、購入したコンテンツに対しての評価を行って、その評価データをISP2に送信することができる（S20）。ISP2では、評価データを該当する顧客Aの履歴情報の一部等として、顧客登録データベースに書き込む。各顧客Aについて評価データが蓄積されれば、ISP2は顧客Aの信頼性等を評価することも可能となり、これも例えば信憑性判断のためのデータとすることができる。

10

#### 【0079】

本実施の形態のシステム動作の基本的な一連の流れは以上の通りであるが、各種付随的な処理手順がおこなわれてもよい。

例えばコンテンツの購入希望者が複数いる場合にはネット上でオークションを行なうことなども考えられる。

#### 【0080】

上記の手順において、手順S1～S3で示したビデオカメラ1でのアップロードまでの手順について、図8～図11を用いて説明する。

20

図8は、撮像手順S1、編集手順S2、サーバ接続/アップロード手順S3を、処理J1～J7として詳しく示したものである。

#### 【0081】

ビデオクリップ（ひと続きのビデオ+オーディオによるコンテンツ）の撮像処理J1として、顧客Aはビデオカメラ1を用いて撮像を行う。撮像中は、カメラ部12で得られた撮像映像データ（及び音声データ）は、MP EGコーデック部17においてMP EG映像データにエンコードされ（J1 J2）、HDD18に記録されていく（J2 J3）。

なお、このとき記録再生コントローラ19には、計時部25で計数されている現在日時情報（年月日時分秒）と、GPSユニット26で得られる現在位置情報（緯度・経度）が供給され、MP EGデータストリームに挿入される。

30

#### 【0082】

図9にMP EGデータの構造例を示している。

図示するようにMP EGデータは、ヘッダに続いてビデオパケット、オーディオパケット、データパケットが配される構造となっており、つまりビデオ、オーディオ、データが同期多重されたものとなる。

#### 【0083】

カメラ部12で撮像された映像データ、及び音声データは、MP EGコーデック部17においてビデオパケット、オーディオパケットとして同期多重エンコードされる。

またデータパケットとしては、メタデータとして映像や音声以外の様々な情報を記録できるものとしている。例えば以下のようなものである。

40

#### 【0084】

##### ・撮像場所情報

ビデオカメラ1にGPSユニット26が内蔵されていること（或いは接続されていること）により、撮像を行った位置情報（緯度・経度）が自動的に記録される。

##### ・日時・実時間情報

ビデオカメラ1に内蔵したクロック（計時部25）によって撮像した日付・時刻が自動的に記録される。なお電波時計を使用すれば、ユニバーサルに正確な時刻を記録することも可能である。

##### ・タイムコード

50

撮像したビデオデータ・オーディオデータにリンクした制御用の時間情報、フレーム情報が自動的に記録される。

・ C U E ポイント情報

ビデオクリップの中で、そのクリップを代表すると思われる映像（1フレーム）のタイムコードを記録する。撮像者が操作部27の操作を行って任意の位置（フレーム）を代表シーンとして指定することができる。また、撮像者が指定しない場合は、自動的にビデオクリップの最初のフレームを指定するようにしてもよい。

・ マークイン/マークアウト情報

ビデオクリップの中で本当に必要な部分の最初のフレーム（マークインポイント）と最後のフレーム（マークアウトポイント）を記録できる。マークインポイント、マークアウトポイントは撮像者が操作部27を操作して任意の位置（フレーム）を指定することができる。また、撮像者が指定しない場合は、自動的にビデオクリップの最初のフレームをマークインポイント、最後のフレームをマークアウトポイントと指定するようにしてもよい。なお、C U E ポイント情報、マークイン/マークアウト情報については、撮像終了後の編集時に付加されるデータのため、データパケットに入れて多重化せず、別ファイルとしてもよい。

10

【 0 0 8 5 】

撮像時には、上述したように計時部25からの日時情報と、GPSユニット26からの位置情報が記録再生コントローラ19に供給されるが、これらの情報は、データパケットとしてMPEGコンテンツに挿入されることになる。

20

また、撮像中に撮像者が操作部27を操作してC U E ポイントを指定入力した場合は、そのC U E ポイント情報も、記録再生コントローラ19に供給され、データパケットに挿入される。

【 0 0 8 6 】

そしてこのようにMPEGエンコードされ、かつ日時、位置等の付加データがデータパケットとして付加された映像データが、映像コンテンツとしてHDD18に記録される。

【 0 0 8 7 】

図7の撮像手順S1（図8の処理J1、J2、J3）として生成された映像コンテンツについては、ビデオカメラ1内で編集手順S2を行うことができる。この編集手順S2は、図8では編集処理J4、コメントファイル生成処理J5として示される。

30

編集処理J4は、操作部27からのユーザーの編集操作に応じて、コンテンツにマークイン/マークアウト情報やC U E ポイント情報を付加する処理となる。つまり上述したデータパケットにこれらの情報を付加する。

【 0 0 8 8 】

編集処理を図10に模式的に示す。

図10(a)は、撮像されMPEGエンコードされてHDD18に記録された1つのコンテンツを示している。図中にタイムコードも示しているが、このコンテンツは、タイムコード（時、分、秒、フレーム）が「00:00:00:00」～「00:20:00:00」とされた、20分の時間長のコンテンツであったとする。なお、シーンとは、例えば撮像中のポーズ（撮像一時停止）などによる区切りである。

40

またこのコンテンツは、#1～#5の5つのシーンから構成されているとする。

【 0 0 8 9 】

ユーザーは、このコンテンツを再生させて例えば液晶表示部29で再生させながら、マークイン/マークアウト情報を入力する。図10(a)では、3カ所にマークイン/マークアウト情報を付加した例を示している。

図示するように、コンテンツ内でマークインポイント（IN）、マークアウトポイント（OUT）の指定操作が行われると、記録再生コントローラ19は、当該指定されたポイントのフレームに対してマークイン/マークアウト情報を付加する。実際にはデータパケットに、マークインポイントとしてのフレームナンバ、マークアウトポイントとしてのフレームナンバを記録する。

50

## 【 0 0 9 0 】

このようにマークイン/マークアウト情報が付加された場合、その編集後のコンテンツ再生時には、図 1 0 ( b ) のように、マークイン/マークアウト情報で指定された区間だけを再生することができる、例えば図 1 0 ( b ) では、元々 2 0 分の映像が、編集処理によって 1 0 分程度とされた映像を得ることができる。

## 【 0 0 9 1 】

また C U E ポイント情報は、撮像中以外にも、この編集処理において設定することもでき、ユーザーは再生映像を確認しながら代表映像を選んで C U E ポイント指定操作を行う。すると記録再生コントローラ 1 9 は、データパケットに、C U E ポイントとしてのフレームナンバを記録する。

10

## 【 0 0 9 2 】

このように映像コンテンツ自体の編集処理の他、コンテンツに対応するコメントファイルを作成することもできる(コメントファイル生成処理 J 5 )。ユーザーは操作部 2 7 を操作して、任意のコメント文などを入力する。するとシステムコントローラ 1 1 及び記録再生コントローラ 1 9 は、入力された文字情報をコメントファイルとして、コンテンツに対応させて H D D 1 8 に記録する。

## 【 0 0 9 3 】

なお、ここではコメントファイルはコンテンツとは別のファイルとしての例で示しているが、コメントとしての文字情報が、データパケットに記録されるようにしてもよい。また、コメントとして入力された文字情報以外に、各種付加的なデータがコンテンツに対応するファイルとして形成されるようにしてもよい。

20

## 【 0 0 9 4 】

顧客 A としてのユーザーは、H D D 1 8 に格納されたコンテンツ、つまり撮像したコンテンツ、或いはその後編集したコンテンツを I S P 2 にアップロードすることができる。操作部 2 7 からコンテンツを指定してアップロードする操作を行うことにより、I S P 2 への接続及びアップロードが行われる。即ち H D D 1 7 に記録されたコンテンツ(及びコンテンツに対応するコメントファイル)は、ストリームエンコード処理 J 6 としてエンコードされ、通信部 2 1 から送信される(J 7)。

## 【 0 0 9 5 】

ここで、処理 J 6 , J 7 として実際にコンテンツがアップロードされる前には、ビデオカメラ 1 と I S P 2 との間で通信接続のための処理が行われる。即ちビデオカメラ 1 では、予め付与されているアクセスアカウントを用いて I S P 2 との間の通信を確立する処理を行うことになる。

30

このためのシステムコントローラ 1 1 の処理を図 1 1 に示す。

## 【 0 0 9 6 】

ステップ F 1 0 1 としてシステムコントローラ 1 1 は、ユーザーが操作部 2 7 により、当該ビデオカメラ 1 をインターネット接続し、I S P 2 にアクセスするための操作を行ったことを検出した場合、ステップ F 1 0 2 としてユーザーにパスワード入力を要求する。例えば液晶表示部 2 9 もパスワード入力のメッセージを表示させる。このパスワードとは、アクセスアカウントとして I D とともに付与されているパスワードである。

40

そしてユーザーはパスワードを入力したことを検出したら、ステップ F 1 0 3 から F 1 0 4 に進む。

なお必ずしも毎回、ユーザに対してパスワード入力を求めなくてもよい。例えばユーザーが、入力したパスワードについて、パスワード登録操作を行った場合は、そのパスワードを、ユーザー入力のパスワードとしてフラッシュメモリ 2 4 等に記憶しておき、その後は記憶したパスワードを用いる事で、ユーザによる入力を不要としても良い。

## 【 0 0 9 7 】

続いてシステムコントローラ 1 1 は、フラッシュメモリ 2 4 に記憶されている I D を読み出す。この I D とは、当該ビデオカメラ 1 に付与されたアクセスアカウントとしての I D (以下、カメラ I D ともいう)である。

50

そしてステップF105で、通信部21により通信動作を実行させ、カメラID及びパスワードを用いて、ISP2に接続要求を行う。

【0098】

図12で後述するが、ISP2は接続要求に対する処理において送信されてきたID及びパスワードを確認する処理を行い、適合しなければエラーメッセージを返信してくる。或いは強制終了となる場合もある。

ステップF105で送信した接続要求に対して、エラーメッセージが送信されてきた場合は、システムコントローラ11の処理はステップF106からF107に進み、エラーメッセージの内容を液晶表示部29に表示させ、また対応操作のメッセージを表示してステップF102に戻る。即ち、例えばパスワードが間違っていたとしてユーザーに再入力を求める。

10

【0099】

ステップF105で送信した接続要求に対して、ISP2側で接続処理が強制終了された場合は、システムコントローラ11の処理はステップF108からF111に進み、接続エラーとして処理を終了する。

【0100】

ステップF105で送信した接続要求に対して、ISP2側でアクセス許可となった場合は、システムコントローラ11の処理はステップF109からF110に進み、ISP2との間の通信接続を確立し、アップロード実行可能状態とする。

そしてステップF111で、ユーザーが或るコンテンツを指定してアップロードする操作を行ったことを検出したら、ステップF112としてコンテンツのアップロードを実行する。即ちHDD17からコンテンツを読み出して図8のストリームエンコード処理J6、送信処理J7を実行する。

20

この際、もしHDD18にコンテンツに対応するコメントファイルが存在すれば、そのコメントファイルも同時に送信する。

また、HDD18に記録されているコンテンツが、マークイン/マークアウト情報による編集済のものであれば、コンテンツの再生時にはマークイン/マークアウト情報に応じた編集後の状態の映像ストリームとしての再生を行い、それに対してストリームエンコード処理J6、送信処理J7を実行することになる。

【0101】

30

ビデオカメラ1から接続要求があった際のISP2の制御部41の処理は図12のようになる。

この図12の処理は、図7の手順S4における接続処理である。

ステップF201として、ビデオカメラ1からの接続要求を受信したら、制御部41はステップF202に進み、照合処理として、送信されてきたカメラIDとパスワードの適合性をチェックする。即ちIDとパスワードが、予め付与したアクセスアカウントとしての組み合わせに相当するものであるか否かを確認する。

【0102】

ここで、IDとパスワードの組み合わせが不適であれば、ステップF203において、当該照合処理が3回目以内であるか否かを確認し、3回目以内であれば、ステップF204で、ID又はパスワードが不適切であるというメッセージをビデオカメラ1に送信する。これに対してビデオカメラ1側では上記図11のステップF106、F107の処理が行われ、パスワードを入力し直して再度、ID及びパスワードを送信してくる。制御部41は、それに対して再びステップF202で照合処理を行う。もしステップF203で3回以上の照合処理によっても結果NGの状態であった場合は、ステップF205に進んで強制終了処理を行う。この場合、ビデオカメラ1側では上記図11のステップF108、F111でエラー終了となる。

40

【0103】

ステップF202で照合処理でOKとなった場合は、制御部41の処理はステップF206に進み、送信されてきたID、つまりアクセスアカウントとしてのIDは、予めビデオ

50

カメラ 1 に付与していた I D であるか否かを確認する。

本例では、ビデオカメラ 1 に予めアクセスアカウントを付与し、ビデオカメラ 1 を購入したユーザーが自動的に I S P 2 に対するアクセスアカウントを得ることができるようするものであるが、もちろん通常の契約手続によって I S P 2 からアクセスアカウントを受けたユーザーも存在する。つまりビデオカメラ等の装置ではなく、ユーザー自身がアクセスアカウントを有している場合である。

ステップ F 2 0 6 の処理は、接続要求が、このような通常のユーザーからのものであるか、或いは本例のビデオカメラ 1 のユーザーからのものであるかを判別する処理となる。これは I S P 2 側で当然に I D が管理されているため、I D 自体から判別可能である。

【 0 1 0 4 】

もし通常のユーザーからのアクセス要求であれば、ステップ F 2 0 9 へ進み、契約された通常料金で接続を行って、接続処理を終了する ( F 2 1 0 ) 。

この場合は、本例のシステムで説明しているコンテンツのアップロードは実行できないものとされる。但し、この場合のその後の処理は、契約内容に応じて決められればよく、アップロードを許可できるようにする場合もあり得る。

【 0 1 0 5 】

本例のビデオカメラ 1、つまり予めアクセスアカウントを付与したビデオカメラ 1 からの接続要求であった場合は、制御部 4 1 の処理は末 T 2 0 7 に進み、この場合は割引料金 ( 又は接続料無料 ) で接続し、アップロードを許可して接続処理を終える ( F 2 0 8 ) 。

これに応じてビデオカメラ 1 側では、上記図 1 1 のステップ F 1 1 0 以降の処理が行われることになり、コンテンツのアップロードが実行される。

そして I S P 2 としては、アップロードに応じて、コンテンツ受信処理へ進むことになる。

即ち図 7 の手順 S 4 ~ S 8 の、コンテンツ取込処理からウェブ上での提示までの処理が行われる。

この処理を図 1 3 に示す。

【 0 1 0 6 】

ビデオカメラ 1 から送信されてきたコンテンツを受信したら、I S P 2 の制御部 4 1 は、まず図 1 3 のステップ F 2 3 0 として、送信元であるビデオカメラ 1 のカメラ I D ( アクセスアカウントとしての I D ) と、顧客登録データベースを照合して、送信者情報を特定する。つまり顧客 A を特定する。そして受信したコンテンツを、顧客登録データベース内で特定したデータベースファイルとリンクさせてデータベース部 4 4 に格納する。

【 0 1 0 7 】

次にステップ F 2 3 1 では、プレビュー用データを生成する。制御部 4 1 は、受信し格納したコンテンツデータから、例えば一部 ( 又は全部 ) の映像データを用いて、データ処理部 4 3 に低画質化処理又は小画面化処理を実行させてプレビュー用データとする。そしてそのプレビュー用データを、元のコンテンツデータにリンクさせてデータベース部 4 4 に格納する。

【 0 1 0 8 】

次に制御部 4 1 はステップ F 2 3 2 で、コンテンツデータ内にデータパケットとして付加されていたメタデータを抽出し、抽出した情報、例えば日時情報や位置情報などをコンテンツデータにリンクされるコンテンツ付属データとして、データベース部 4 4 に格納する。

またステップ F 2 3 3 で、ビデオカメラ 1 から送信されてきたコメントファイルの内容としての文字情報を、同じくコンテンツ付属データとしてデータベース部 4 4 に格納する。

【 0 1 0 9 】

さらに制御部 4 1 は、ステップ F 2 3 4 ~ F 2 3 8 の処理で、見出しデータを生成する処理を行う。

まずステップ F 2 3 4 で、受信したコンテンツ内に、C U E ポイント情報が含まれているか否かを確認する。

10

20

30

40

50

含まれていればステップ F 2 3 5 に進み、その C U E ポイント情報によって指定されるフレームを抽出して、データ処理部 4 3 にサムネイル画像を生成させる。

一方、コンテンツ内に、C U E ポイント情報が含まれていなければ、ステップ F 2 3 6 に進み、コンテンツの最初のフレームを抽出して、データ処理部 4 3 にサムネイル画像を生成させる。

【 0 1 1 0 】

さらにステップ F 2 3 7 では、コンテンツ付属データとして格納した日時情報、位置情報、コメント情報、さらにはリンクされた顧客登録データベースのデータベースファイルに登録されている情報などから照会用の文字情報を生成する。そして、この文字情報と上記サムネイル画像を、見出しデータとする。見出しデータはコンテンツデータにリンクさせた状態でデータベース部 4 4 又は他の記憶手段に格納する。

10

ステップ F 2 3 8 では見出しデータをプレビュー用データとリンクさせる。これは、見出しデータをウェブサーバ 2 B で公開する際に、閲覧者がプレビュー用データを視聴できるようにする処理である。

【 0 1 1 1 】

以上の処理で、アップロードされたコンテンツに関して、図 6 に示したようにファイル群が形成され、データベース部 4 4 又は他の記憶部に渡って I S P 2 の管理下におかれたことになる。

そしてここまでの処理で図 7 の手順 S 7 までが完了し、上述したように見出しデータがウェブサーバ 2 B によって公開され、購入者が募られることになる。

20

【 0 1 1 2 】

ウェブサーバ 2 B でのコンテンツ提示は、例えば図 1 4 のような提示画面で行われる。

この図 1 4 の場合、提供可能な各種コンテンツが見出しデータに基づく見出し M によって提示されている。即ちサムネイル画像 S N と紹介文等の文字情報 T X により、映像内容が紹介される。

放送局等の顧客 B は、ウェブサーバ 2 B にアクセスして、このような画面を見ることで、希望するコンテンツがあるか否かを確認できる。

また、内容を詳しく知りたい場合は、例えば見出しとして表示されているサムネイル画像 S N や文字情報 T X をクリックすることで、リンクされているプレビュー用データが表示され、その内容を確認できる。

30

【 0 1 1 3 】

その後は、図 7 で説明したように放送局等の顧客 B が或るコンテンツの購入を希望する場合、手順 S 1 3 ~ S 2 1 までが行われ、コンテンツが流通されることになる。

なお図 7 では、手順 S 1 0 , S 1 1 , S 1 2 として、顧客 B がコンテンツの信憑性を判断できるとした。

手順 S 1 0 で顧客 B がコンテンツ付属情報を照会した場合、I S P 2 は手順 S 1 1 でコンテンツ付属情報を顧客 B に送信する。

【 0 1 1 4 】

この際のコンテンツ付属情報の内容は、例えばコンテンツ付属情報として格納している情報を用いて、図 1 5 のような内容とすることが考えられる。

40

図示するようにコメントファイルとして送信されてきたコメント情報、撮像時の位置情報、撮像時の日付・時刻の情報を含むものとする。また顧客登録データベース上でリンクされるデータベースファイルから撮像者の情報を含むものとする。撮像者の情報とは氏名等の情報や、当該データベースファイルに登録されている過去の取引履歴なども含むようにするとよい。

【 0 1 1 5 】

I S P 2 は例えばこの図 1 5 のような情報をコンテンツ付属情報として顧客 B に送信する。顧客 B は、この内容を確認して、コンテンツを購入するか否かを決めることができる。例えば図 1 5 の例の場合、コメントとして北海道で発生した事件の映像であることが述べられているが、コンテンツの一部のシーン(タイムコード 0 1 : 0 0 : 0 2 : 1 3 ~ 0 1

50



: 00 : 03 : 04の部分)には、九州に相当するGPS位置情報が含まれている。また、当該シーンの日時も、他のシーンとは異なっている。さらに、撮像者の取引履歴を見ても、3回中2回は評価が悪い。

【0116】

これらのことから総合的に判断すると、当該コンテンツは、信憑性が低いと判断できる。この場合、顧客Bは当該コンテンツの購入を控える、という判断が可能となる。

【0117】

例えば顧客Bを放送局とすると、放送局にとっては買い付けたコンテンツを時局で放送することを考えた場合、そのコンテンツの内容が本物であって合成や加工(図10に示したような単純なカット編集は除く)がなされていないものであるか否かということは注意すべきこととなる。

10

そこで上記のようにコンテンツ購入の際にコンテンツ付属情報の提供を受け、購入前にコンテンツ内容の信憑性を確認できるようにすることは、顧客Bにとって非常に有用となり、また当該システムの信頼性向上にも役立つ。

また、ISP2にとっては、コンテンツに含まれるメタデータやコメントファイルなど、ビデオカメラ1から送信されてくる情報を有効に利用できる。

【0118】

図15の例に基づく信憑性判断例は上述したが、信憑性判断の要素を個別に挙げると次のようになる。

【0119】

20

・同一コンテンツ内における位置情報の不連続性  
一般には、移動しながらの撮像であったとしても、GPS位置情報は地理的に連続しながら変化していくはずである。また固定位置での撮像であれば、コンテンツ内の全シーンに渡ってGPS位置情報は同一の値であるはずである。従って、1つのコンテンツ内に複数の離れた場所のGPSデータが含まれている場合は、事件・事故等の映像をねつ造するような意図的な編集がされている可能性がある。

【0120】

・同一コンテンツ内における日時情報の不適合  
或る事件・事故の映像としての1つのコンテンツの日時が、実際に事件・事故が発生した日時と異なったり、時間的に大きく離れた映像が含まれていれば、不正な編集がされていることが予想される。

30

【0121】

・コメントと位置情報の不一致  
例えば北海道で何らかの事件が起きたときに、顧客Aがその映像をアップロードする場合は、ウェブサーバ2B上での顧客Bの検索性をよくするために、顧客Aが「北海道\*\*事件」などのコメントを入れることが考えられる。このようなコメントによる地名、場所等と、コンテンツに含まれるGPS位置情報が一致していなければ、不正なコンテンツである可能性がある。

【0122】

・コメントと日時情報の不一致  
GPS位置情報と同様に、コンテンツの撮像日付・時刻についてもコメントと異なる場合は、不正なコンテンツである可能性が高い。

40

【0123】

・顧客Aの履歴情報による判断  
図7の手順S20, S21のように、コンテンツ購入者は、購入後に評価データを送信し、ISP2は評価データを顧客Aについての履歴情報として顧客登録データベースに登録する。その他、ISP2が把握するコンテンツのアップロード回数、内容等の履歴や、売買交渉サポート時の情報などの履歴なども顧客登録データベースに登録できる。従って顧客登録データベースにおける履歴情報(顧客Aのプライバシーの侵害にならない範囲の情報)として、例えば上記の評価データや、取引回数などは、コンテンツの信憑性判断の1

50

つの基準とできる。

【 0 1 2 4 】

これらの要素を判断することで、信憑性判断が可能となり、顧客 B の購入判断を補助できる。

また、実際の判断は、コンテンツ付属情報を受け取った顧客 B が、その情報内容を確認して行うことが考えられるが、例えば位置情報の連続性や日時情報の不適合などは、或る程度自動処理化できる。例えば I S P 2 は信憑性判断ソフトウェアを顧客 B の端末に提供して、送信するコンテンツ付属情報について処理させるようにしてもよい。

【 0 1 2 5 】

ところで、上記信憑性判断は、例えば事件・事故等のジャーナリズム用の映像にとっては重要となるが、他の分野では必ずしも必要ではない。例えばエンタテイメント用の映像、ドキュメンタリ映像などは、合成編集や加工がなされたコンテンツが不正なコンテンツであるとは一概にいえない。

従って本例では、信憑性判断のためのコンテンツ付属情報は、あくまで顧客 B が主観的に判断する情報として提示するものである。

【 0 1 2 6 】

以上、本例の動作を説明してきたが、本例のシステムでは、上記動作により、顧客 A、I S P 2、顧客 B の三者の利益を図りながらコンテンツ流通を促進し、社会的な利便性を向上できる。

【 0 1 2 7 】

顧客 A にとっては、ビデオカメラ 1 を使用することによって、面倒な契約手続きを必要とせずコンテンツのアップロードが可能となる。またビデオカメラ 1 自体で編集、ストリーミングエンコード、サーバ通信接続が可能となるため、アップロード時にパーソナルコンピュータ等のハードウェアを必要とせず、非常に手軽にアップロードできる。例えば撮像してその場でアップロードすることも可能である。また I S P 2 への接続料は無料若しくは通常より安価となる。もちろん I S P 2 が買い付け希望者を広く募集してくれる。顧客 A はこれら点で非常に利用価値の高いシステムとなり、またコンテンツアップロードが促進される。

【 0 1 2 8 】

I S P 2 は、上記の理由からアップロードが促進されることで、提供可能なコンテンツが充実され、コンテンツ流通サービスとして社会的に有用なものとなると共に、当該サービスに伴う利益拡充をはかることができる。

【 0 1 2 9 】

顧客 B にとっては、必要なコンテンツを入手するためのシステムが構築されたことになり、特にジャーナリズム映像などの迅速性が要求されるコンテンツの買い付けに有用となる。また信憑性判断の手法が用意されることで、買い付け側として適切な購入が可能となる。

【 0 1 3 0 】

< B > 第 2 の実施の形態

本発明の第 2 の実施の形態としてのコンテンツ提供システムを図 1 6、図 1 7 で説明する。なお、基本的には上記第 1 の実施の形態と同様としており、第 1 の実施の形態と異なる部分のみを説明する。

【 0 1 3 1 】

この第 2 の実施の形態は、コンテンツの信憑性判断を I S P 2 側で行うようにするものである。

図 1 6 にシステム動作手順を示すが、上記図 7 のシステム動作手順と比較して、手順 S 3 0 の信憑性判断及び手順 S 3 1 の N G 処理を I S P 2 が実行する点で異なる。又このため、顧客 B 側による信憑性判断のための手順として図 7 に示した手順 S 1 0、S 1 1、S 1 2 は不要となる。

他の手順 S 1 ~ S 9、及び手順 S 1 3 ~ S 2 1 は同様であるため、説明は省略する。

10

20

30

40

50

## 【 0 1 3 2 】

この場合 I S P 2 では、ビデオカメラ 1 からコンテンツがアップロードされ、手順 S 4 でコンテンツをデータベース部 4 4 に格納し、また手順 S 5 で顧客登録データベースを参照して、アップロードした顧客 A を特定すると、続いてコンテンツ信憑性判断処理を行う ( S 5 ) 。

そして、信憑性があると判断されれば手順 S 6 , S 7 , S 8 として、プレビュー用データ作成、見出しデータ作成、ウェブサーバ 2 B での閲覧用の提示を行なう。以降は、ウェブサーバ 2 B を閲覧した顧客 B からコンテンツ購入希望があれば、それに応じて売買交渉サポート、コンテンツ送信、手数料関係処理等、第 1 の実施の形態と同様に処理が進む。

## 【 0 1 3 3 】

一方、手順 S 3 0 の信憑性判断で信憑性が低いと判断された場合は、手順 S 3 1 として N G 処理を行う。 N G 処理の内容については各種考えられ、後にまとめて説明する。

## 【 0 1 3 4 】

この図 1 6 の場合の、手順 S 4 、 S 5 、 S 3 0 、 S 6 、 S 7 、 S 8 、 S 3 1 としての I S P 2 の処理を図 1 7 に示す。

ビデオカメラ 1 から送信されてきたコンテンツを受信したら、 I S P 2 の制御部 4 1 は、まず図 1 6 のステップ F 2 5 0 として、送信元であるビデオカメラ 1 のカメラ I D ( アクセスアカウントとしての I D ) と、顧客登録データベースを照合して、送信者情報を特定し、顧客 A を特定する。そして受信したコンテンツを、顧客登録データベース内で特定したデータベースファイルとリンクさせてデータベース部 4 4 に格納する。

## 【 0 1 3 5 】

次に制御部 4 1 はステップ F 2 5 1 で、コンテンツデータ内にデータパケットとして付加されていたメタデータを抽出し、抽出した情報、例えば日時情報や位置情報などをコンテンツデータにリンクされるコンテンツ付属データとして、データベース部 4 4 に格納する。

またステップ F 2 5 2 で、ビデオカメラ 1 から送信されてきたコメントファイルの内容としての文字情報を、同じくコンテンツ付属データとしてデータベース部 4 4 に格納する。

## 【 0 1 3 6 】

このように各種の付加情報を抽出した時点で、制御部 4 1 はステップ F 2 5 3 で信憑性判断の処理を行う。

信憑性判断の基準は例えば第 1 の実施の形態において述べたように、位置情報の連続性、日時情報の適合性、位置情報や日時情報に対するコメント内容との適合性、顧客 A の履歴などとすることができる。

そして実際の処理としては、制御部 4 1 による自動的な処理か、或いは制御部 1 の処理と I S P 2 のオペレータの入力による半自動的な処理が考えられる。

## 【 0 1 3 7 】

半自動的な処理としては、例えば制御部 4 1 は、上記抽出した付加的な情報に基づいて、図 1 5 のような情報をオペレータに提示する。例えば I S P 2 の構成としては図 4 には示していない表示部で表示したり、或いはプリンタにより印刷出力する。またオペレータの端末が離れて用意されている場合は、上記情報をオペレータの端末に送信しても良い。その場合、オペレータは、提示された情報から信憑性を総合的に判断して、 O K / N G の指示を制御部 4 1 に対して入力する。制御部 4 1 はその入力を判別結果として処理する。なお、オペレータの判断結果は、単に O K / N G の 2 値的なものに限らず、信憑性を 3 段階以上で評価したり、パーセンテージで評価したり、或いは、疑問のある点についてのコメントを入力するなどしてもよい。

## 【 0 1 3 8 】

制御部 4 1 による自動的な処理としては、例えば数値的に判断可能な判断要素を用いて演算処理により判断する。例えば位置的連続性や日時情報の適合性を判断する処理を制御部 4 1 が実行すればよい。そしてその結果により信憑性 O K / N G の判断を行う。この場合も、例えば 3 段階以上の評価や、パーセンテージによる評価として、評価結果が得られる

10

20

30

40

50

ようにしてもよいし、或いは演算結果に応じて、不適切と思われるデータ要素をピックアップし、例えば位置連続性無しなどの情報が付加されるようにしてもよい。

【0139】

また、信憑性判断の処理結果として、そのような結果を得るようにするかは、以下に述べるNG処理の方式にも対応して決められればよい。

【0140】

ステップF253での信憑性判断の結果としてNGとされれば、ステップF254からF255に進み、NG処理(図16の手順S31)が行われる。

一方、信憑性OKであれば、ステップF254からF256に進み、プレビュー用データを生成する。即ち制御部41は、受信し格納したコンテンツデータから、例えば一部(又は全部)の映像データを用いて、データ処理部43に低画質化処理又は小画面化処理を実行させてプレビュー用データとする。そしてそのプレビュー用データを、元のコンテンツデータにリンクさせてデータベース部44に格納する。

10

【0141】

さらに制御部41は、ステップF234～F238の処理に進んで、見出しデータを生成する処理を行う。

なお、この図17のステップF234～F238は、図13の見出しデータ生成にかかる処理と同一であるため同一のステップ番号を付し、説明を省略する。

そしてステップF238までの処理を終えたら、アップロードされたコンテンツに関して、図6に示したようにファイル群が形成され、データベース部44又は他の記憶部に渡ってISP2の管理下におかれたことになり、図16の手順S7までが完了する。そして見出しデータがウェブサーバ2Bによって公開され、購入者が募られることになる。

20

【0142】

ステップF255で、手順31としてのNG処理が行われる場合、実行されるNG処理としては、まず、信憑性NGと判断されたコンテンツを、ウェブサーバ2Bでの閲覧に供するか否かという点で、採用する処理方式が分かれる。

【0143】

1つには、信憑性NGとなったコンテンツは、ウェブサーバ2Bでの閲覧に供しないという処理が考えられる。

この場合、ステップF253の信憑性判断処理としては、ある程度信憑性がないという可能性が高い場合のみ、NG処理に進むようにすることが好適である。

30

そして、閲覧に供しないコンテンツに関しては、データベース部44から削除したり、或いはアップロードした顧客Aに対して、その旨を通知するなどの処理を行うことが考えられる。

さらにNGとなった履歴を顧客登録データベースに登録しておき、NGの多い顧客Aに対しては警告通知を行うなどの処理を行っても良い。

【0144】

一方、信憑性NGとされたコンテンツであっても、ウェブサーバ2Bでの閲覧には提供する処理も考えられる。

この場合、例えばステップF256以降に進んでプレビュー用データ、見出しデータの生成、ウェブサーバ2Bでの閲覧処理を行う。但し、例えば見出しデータに、信憑性判断結果としての情報を含ませるようにし、最終的には顧客B側の判断に委ねることが考えられる。

40

例えば信憑性判断結果としてのOK/NGの評価、3段階以上の評価、パーセンテージによる評価などを、見出しデータとしてウェブ上で公開する。

顧客Bは、コンテンツ内容を確認する際に、その信憑性の評価情報も閲覧することができ、これによって購入するか否かを判断できる。

【0145】

なお、このようにウェブサーバ2Bでの閲覧に供する場合は、第1の実施の形態で手順S10～S12として述べたように、顧客B側からの要求に応じて信憑性判断のための情報

50

を送信し、顧客B側でもさらに判断できるようにしてもよい。

【0146】

この第2の実施の形態のようにISP2側でコンテンツ信憑性判断が行われることでも、システムの信頼性を向上できる。また顧客Bにおいて不注意で不正なコンテンツを購入してしまうことを防止できる。

なお、第1の実施の形態の説明でも述べたが、信憑性判断が不要なコンテンツもあり得るため、例えば信憑性判断処理は、ジャーナリズム用のコンテンツ流通を専門とするウェブサーバ2Bに提供するコンテンツに限るなどとすることが好適である。

【0147】

< C > 第3の実施の形態

続いて第3の実施の形態を、図18のシステム動作手順を参照しながら説明する。

この実施の形態は、ISP2がいわゆるIR情報サイトとしての機能を果たすものとする。例えば企業が投資家への情報開示として、株価に直結するような新製品の記者発表やCEOのスピーチなどを映像コンテンツとして配信するものである。ここでは記者発表を例にとって説明する。この場合、ビデオカメラ1を使用する顧客Aとは、企業のIR担当者と仮定する。また、顧客Bは、一般の投資家などとする。

【0148】

まず顧客A側としての、企業のIR担当者は、手順S50として、あらかじめビデオカメラ1を記者発表の会場に設置し、カメラシステムに付属されたインターネット接続アカウントを使ってIR情報サイトたるISP2に接続しておく。接続のためのビデオカメラ1及びISP2の処理は、上記第1の実施の形態で説明した処理と概略同様でよく、つまりビデオカメラ1側は図11のステップF101～F110のような接続処理を行う。これに対してISP2側では、手順51の接続処理として、図12の処理を行えばよい。

【0149】

ISP2では、ビデオカメラ1との接続確立後、手順S52としてアクセスアカウントとしてのIDから顧客登録データベースを検索し、顧客Aを特定する。

顧客A側では、手順S53として、例えば記者発表が始まったら、ビデオカメラ1による撮像映像を実況の映像コンテンツとしてISP2に送信を開始する。

ISP2では、手順S54として、映像コンテンツの送信開始を受けて、メタデータとして含まれている付加情報を抽出したり、顧客登録データベースでの登録内容を参照して、企業名や日付情報を含む映像コンテンツの見出しを作る。

そしてISP2は手順55として、見出しデータをウェブサーバ2Bでの閲覧に提供する。

【0150】

顧客Bとしての投資家等は、ウェブサーバ2B上に更新された見出しを閲覧し(S57)、視聴希望のコンテンツがあれば視聴希望の操作を行う。例えばウェブサーバ2Bで提示されている見出しデータをクリックする(S58)。

これに応じてISP2は手順S59として、現在ビデオカメラ1から送信され続けているコンテンツとしての実況映像を、顧客B側に送信する。

これによって顧客Bでは、その端末装置に実況映像が表示され、顧客A側の記者発表などを視聴できることになる(S60)。

【0151】

顧客A側では、記者発表等が終了すると、ビデオカメラ1による映像送信を終了させる(S56)。

これにISP2は、顧客Bに対する実況映像の送信を終了させる(S61)。

この後、ISP2はビデオカメラ1から送信されてきた実況映像としてのコンテンツを1つの映像ファイルとしてデータベース部44に格納する(S62)。

即ち、ISP2は、ビデオカメラ1が手順S53で映像送信を開始してから手順S56で終了するまで、その送信されてきた映像を記録しており、記録した映像を1つの映像ファイルとして、見出しデータや顧客登録データベースにおける当該顧客Aに対応するデータ

10

20

30

40

50

ベースファイルとリンクさせた状態でデータベース部 4 4 に格納しておく。

【 0 1 5 2 】

顧客 B にとっては、上記手順 S 6 0 で実況映像の視聴を行うことができるが、その実況映像は、視聴したい内容の途中からであることが多い。顧客 B が常にウェブサーバ 2 B をチェックしてるわけではないためである。もちろん見たい映像を見逃してしまったということもある。

このため I S P 2 は、上記映像ファイルとしたコンテンツについては、ウェブサーバ 2 B 上での見出しデータの提示はそのまま続行させる。

【 0 1 5 3 】

従って、顧客 B としての或る人が希望すれば、実況映像送信終了後でも、当該映像ファイルとしての映像コンテンツを視聴することができる。例えばビデオカメラ 1 からの映像を最初から視聴したい（或いは再度視聴したい）と希望する場合は、顧客 B は、ウェブサーバ 2 B 上で提示されている見出しデータをクリックするなどの操作で、映像ファイル（つまり録画コンテンツ）を要求する（S 6 3）。

これに応じて I S P 2 は、要求された映像ファイルを顧客 B に送信する（S 6 4）。これによって顧客 B は映像ファイルの映像を、自分の端末装置で視聴できる（S 6 5）

この際の I S P 2 からの映像ファイルの送信は、例えば実時間のストリーム映像データとして、顧客 B の端末に送信し、顧客 B がそれを視聴できるようにしても良いし（放送形態）、或いは、例えば映像ファイル自体を顧客 B の端末装置にダウンロードして、顧客 B 側が当該映像ファイルを H D D 等に取り込むなどして、任意の時点で視聴できるようにしてもよい（配信形態）。

【 0 1 5 4 】

本システムにおいて映像コンテンツを視聴した顧客 B は、視聴料としての支払い処理を行う（S 6 6）。I S P 2 はこれを受領する（S 6 7）。

視聴料は、1 コンテンツにつきいくらかという課金形態でもよいし、例えば契約による月額いくらかという定額方式でもよい。

また、この場合、I S P 2 は顧客 A に対してコンテンツ提供料を支払うようにしてもよい。

【 0 1 5 5 】

このようなシステムとしてコンテンツ流通を促進することもでき、即ち簡易的な放送システムのような利用も可能となる。

なお、この場合、ビデオカメラ 1 においては H D D 1 8 等による撮像映像コンテンツの格納機能は必ずしも必要ではない。

【 0 1 5 6 】

< D > 応用例

以上、本発明の実施の形態を説明してきたが、本発明は更に多様な応用例が考えられる。各実施の形態の場合、顧客 A 側のコンテンツ送信装置としてビデオカメラ 1 を挙げ、映像コンテンツ（映像 + 音声によるコンテンツ）を送信するものとした。しかしながら、例えば音声のみのコンテンツの流通システムとしても実現できる。

例えばコンテンツ送信装置として録音 / オーディオ編集機器とし、顧客 A が作成した音楽コンテンツ等をアップロードして、I S P 2 側で購入希望者を募るということも可能である。

また第 3 の実施の形態のように、音楽実演会場や講演会場などにコンテンツ送信装置をセットして、実況音声としてのコンテンツを、顧客 B が聴取できるようなシステムも実現可能である。

【 0 1 5 7 】

構成例としては、上記ビデオカメラ 1 の記録部や、I S P 2 のデータベース部 4 4 としては H D D を想定したが、これに限らず、D V D (Digital Versatile Disc) 方式や C D (Compact Disc) 方式などの各種のディスク記録媒体、磁気テープメディア、フラッシュメモリ等を利用した固体メモリメディアなど、各種のものが考えられる。

10

20

30

40

50

また、ビデオカメラ 1 の構成、通信接続処理、アップロード処理、ISP 2 のコンテンツサーバ 2 A 及びウェブサーバ 2 B の運営形態、各サーバを実現するハードウェア、ISP 2 の処理手順なども、本発明の要旨の範囲内で各種変形例が考えられる。

【0158】

【発明の効果】

以上の説明から理解されるように本発明では、サーバ装置から予めアクセスアカウントが付与されている例えばビデオカメラ等としてコンテンツ送信装置を実現する。またコンテンツ送信装置には、コンテンツアップロードのためのストリーミングエンコードを行うエンコード手段や、サーバへの通信接続を行う通信手段が、一体的に、若しくはアダプタ等の構成により別体として設けられている。

10

このため、コンテンツ送信装置のユーザーは、ISP との契約やパーソナルコンピュータやモデムその他のハードウェアの用意、設定、接続等の面倒な手順を踏むことなく、コンテンツ送信装置で生成したコンテンツのアップロードを手軽に実行できるものとなる。またこのことから、例えば事件事故現場などで、撮像したスクープ映像としてのコンテンツなども、即座にアップロードできる。

従って、サーバ装置へのコンテンツアップロードを促進できる。

サーバ装置側では、アップロードされたコンテンツを例えばウェブサイトなどに提示することで、購入希望者を広くかつ迅速に募ることができる。またコンテンツ送信装置からのアップロードが手軽に行われるため、サーバ装置が提示できるコンテンツの質及び量が充実することが期待でき、例えば放送局などの購入希望者にとって魅力のあるシステムとなる。

20

これらのことから、コンテンツの流通を広く促進でき、社会的利便性の高いシステムを構築できる。

【0159】

また、コンテンツ送信装置側では、生成したコンテンツを記録媒体に記録する。さらに記録媒体に記録されたコンテンツを編集できるようにしている。これによって、単に撮像したそのままのコンテンツだけでなく、撮像者が例えば無駄な映像を削除するなど任意に編集した映像としてのコンテンツを、当該コンテンツ送信装置のみで提供でき、提供するコンテンツの質の向上を図ることができるとともに、もちろんこの場合も他のハードウェア（編集用機器）を必要としないため、フィールドワークなどにも適したものとなる。

30

【0160】

コンテンツ生成装置は、コンテンツとともに、コンテンツデータ内の代表データの指定情報や、コンテンツの生成日時情報、コンテンツの生成時の位置情報、コンテンツに対応するコメント情報などの付随データを送信することで、アップロードするユーザーの意図を伝えたり、サーバ装置側で各種適切な処理が可能となる。

即ち、代表データの指定情報がコンテンツと共にアップロードされる場合、サーバ側では、その代表データを用いて、アップロードユーザーの意図に即して、コンテンツをウェブサイトなどで提示できる。例えばサーバ装置は、アップロードユーザーが最も良いと判断したフレーム画像によるサムネイルなどとしてコンテンツを提示できる。またコメント情報も提示することで、コンテンツ提示の際に内容をわかりやすいものとする事ができる。

40

また、コンテンツ生成日時や生成時の位置情報も、コンテンツの提示の際に用いることで、コンテンツ内容の紹介に好適である。

また、コンテンツ提示の際には、サーバ装置はアップロードされたコンテンツから、例えば低画質の映像などの簡易コンテンツデータを生成し、これをプレビュー用データなどとして提示できるようにすることで、購入希望者などに対して、より詳しく内容を提示できる。購入希望者にとっては、提示された或るコンテンツが本当に必要とする内容か否かなどの判断を行うことができ、好適であると共に、システムの利便性を高めることにもなる。

【0161】

50

また、サーバ装置は、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置に関する提供者情報を記憶する提供者情報データベースを備え、接続要求があったときに、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求が否かを判別できる。これによって、本発明のコンテンツ送信装置からのアップロードの為の接続要求と、他の装置からの接続要求を区別して処理できる。

そして、予めアクセスアカウントを付与したコンテンツ送信装置からの接続要求であると判別された場合には、送信されてくるコンテンツを格納手段に格納することで、コンテンツ提供に供することができる。

また、予めアクセスアカウントを付与した本発明のコンテンツ送信装置からの接続要求であるか否かの判別に応じて、接続料金を決定することもできる。例えば本発明のコンテンツ送信装置からの接続要求の場合は、通常よりも低料金若しくは無料で接続を許可するなどの手法も可能となり、それによってコンテンツ送信装置のユーザーによるコンテンツアップロードを一層促進できる。

【 0 1 6 2 】

また上記のようにコンテンツとともに付属データがアップロードされてくることにより、サーバ装置は、コンテンツの信憑性判断の情報を得ることができ、これを購入希望者に対して提供することで、購入希望者が不適切なコンテンツを購入することなどを防止できる。

或いはサーバ装置自体で信憑性判断を行うことで、疑わしいコンテンツにはそれに対応して適切な処理を採ることが可能となる。

これらのことにより、コンテンツ売買を実現するシステムとしての信頼性を向上できる。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施の形態のコンテンツ提供システムの構成例の説明図である。

【図 2】実施の形態の I S P でのコンテンツの流れの説明図である。

【図 3】実施の形態のビデオカメラのブロック図である。

【図 4】実施の形態の I S P の構成例のブロック図である。

【図 5】実施の形態の顧客登録データベースの説明図である。

【図 6】実施の形態の I S P に蓄積されるコンテンツに関するデータファイル群の説明図である。

【図 7】第 1 の実施の形態のコンテンツ提供システムの手順の説明図である。

【図 8】実施の形態のビデオカメラ側の処理手順の説明図である。

【図 9】実施の形態のコンテンツの構造の説明図である。

【図 1 0】実施の形態のコンテンツの編集の説明図である。

【図 1 1】実施の形態のビデオカメラのサーバ接続処理のフローチャートである。

【図 1 2】実施の形態の I S P の接続要求時の処理のフローチャートである。

【図 1 3】第 1 の実施の形態の I S P のコンテンツ受信処理のフローチャートである。

【図 1 4】実施の形態の I S P によるコンテンツ提示状態の説明図である。

【図 1 5】実施の形態の I S P が提供する信憑性判断のための情報の説明図である。

【図 1 6】第 2 の実施の形態のコンテンツ提供システムの手順の説明図である。

【図 1 7】第 2 の実施の形態の I S P のコンテンツ受信処理のフローチャートである。

【図 1 8】第 3 の実施の形態のコンテンツ提供システムの手順の説明図である。

【符号の説明】

1 ビデオカメラ、2 I S P、2 A コンテンツサーバ、2 B ウェブサーバ、3 ネットワーク、4 放送局、5 個人、1 1 システムコントローラ、1 2 カメラ部、1 3 撮像部、1 4 撮像信号処理部、1 5 カメラコントローラ、1 6 記録再生部、1 7 M P E G コーデック部、1 8 H D D、1 9 記録再生コントローラ、2 0 ストリームエンコーダ、2 1 通信部、2 2 R O M、2 3 R A M、2 4 フラッシュメモリ、2 5 計時部、2 6 G P S ユニット、2 7 操作部、4 1 制御部、4 2 通信部、4 3 データ処理部、4 4 データベース部

10

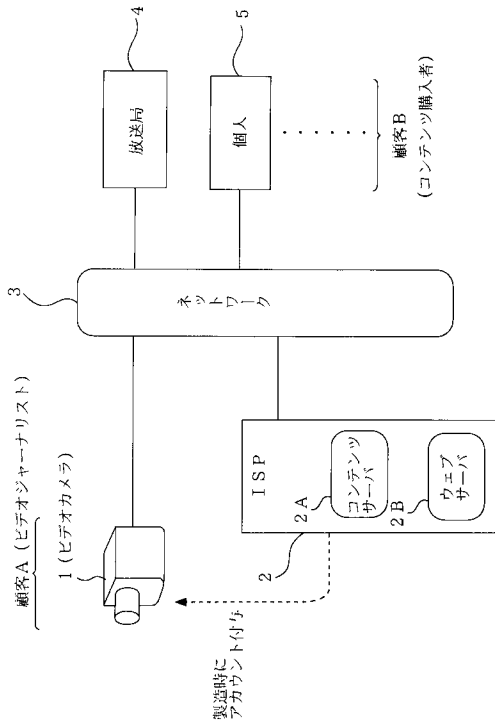
20

30

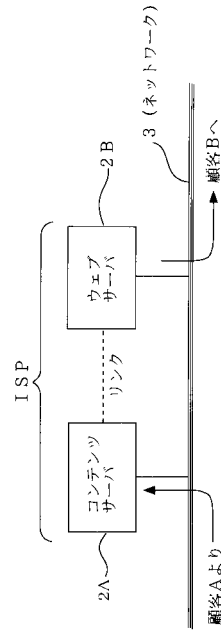
40



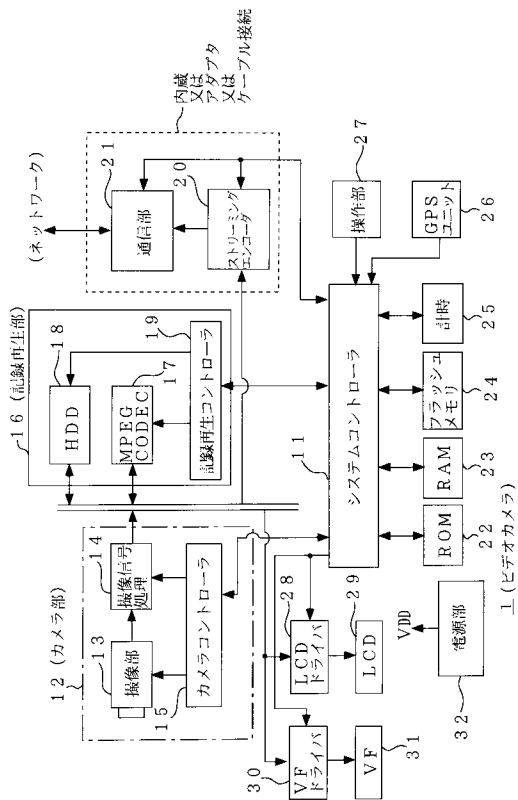
【図1】



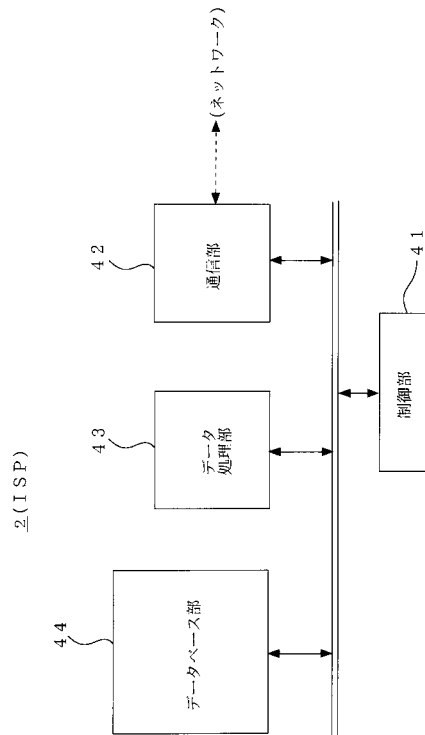
【図2】



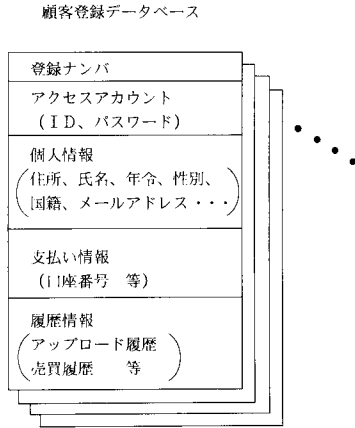
【図3】



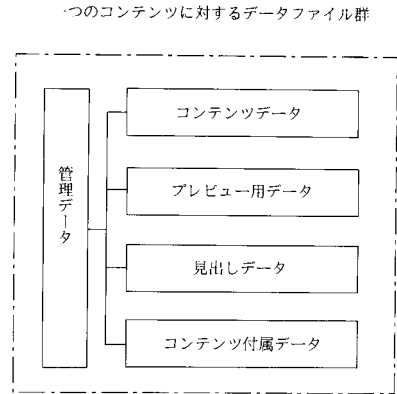
【図4】



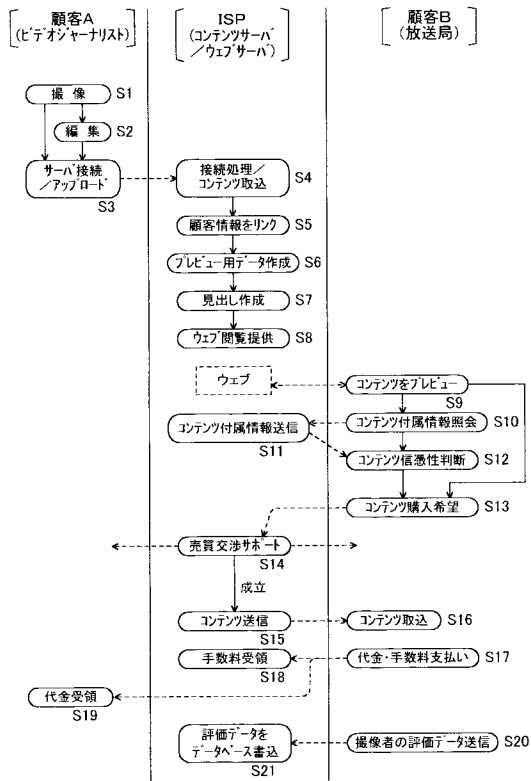
【図5】



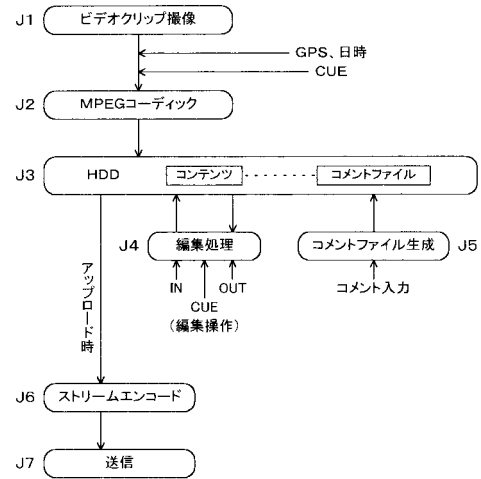
【図6】



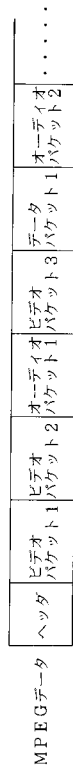
【図7】



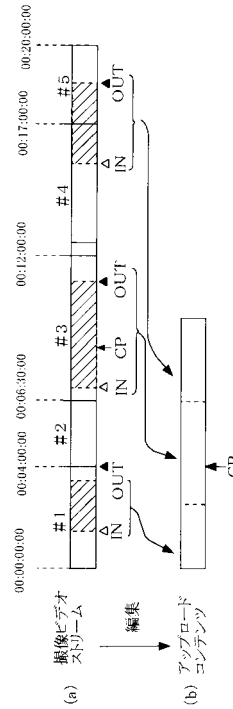
【図8】



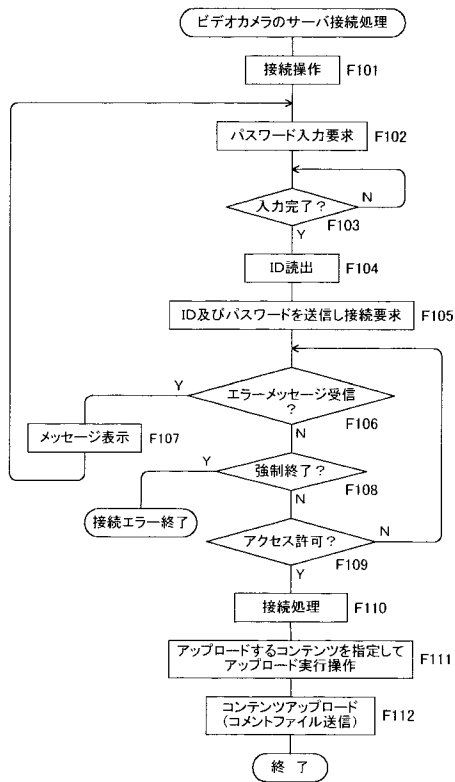
【図9】



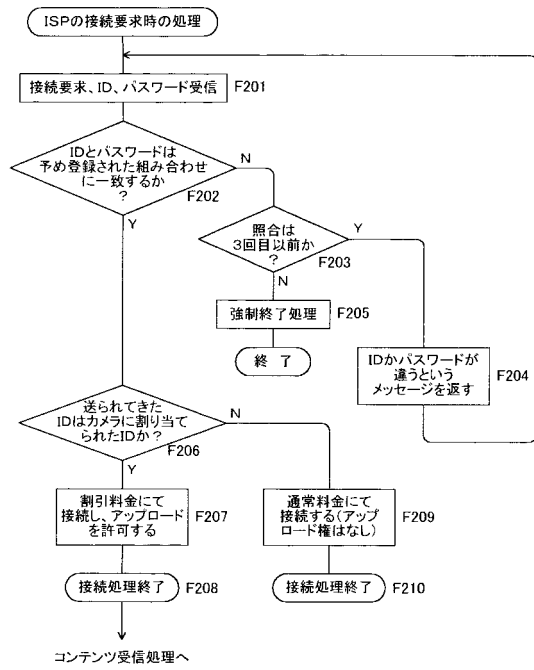
【図10】



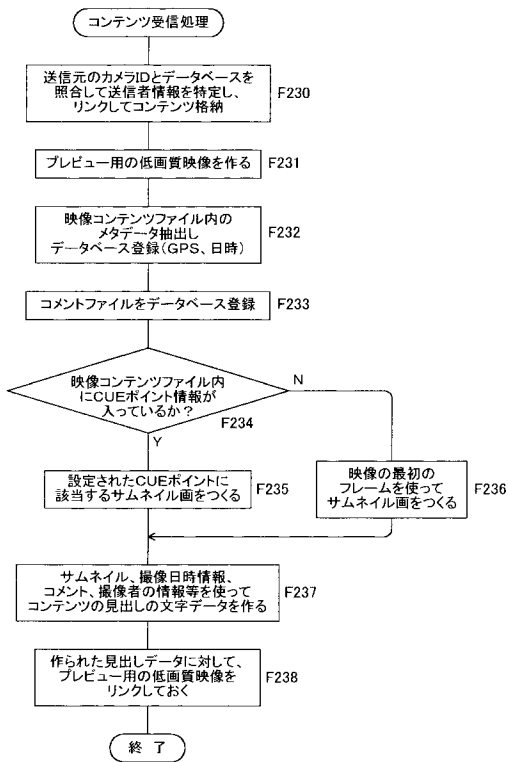
【図11】



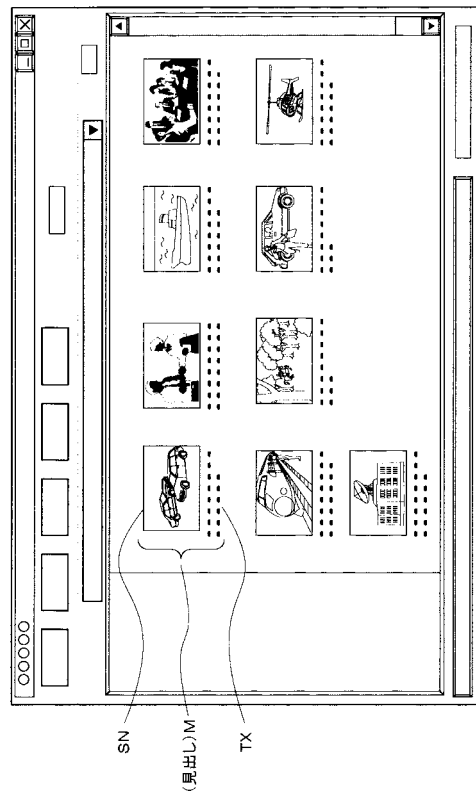
【図12】



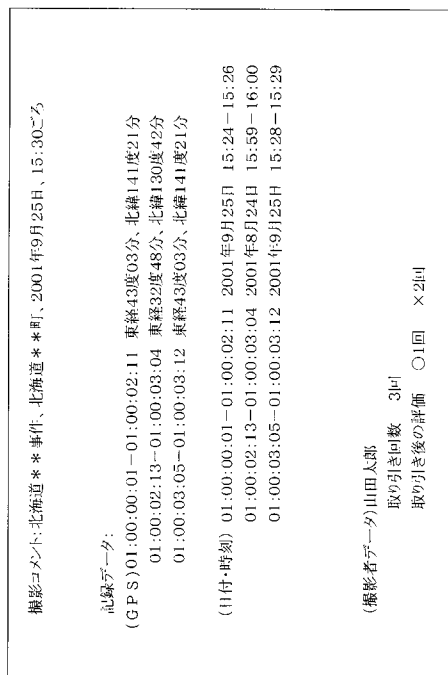
【図13】



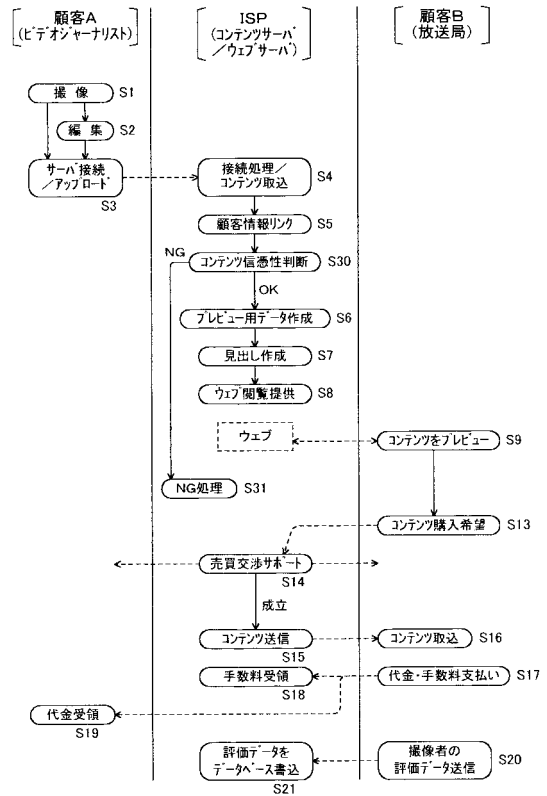
【図14】



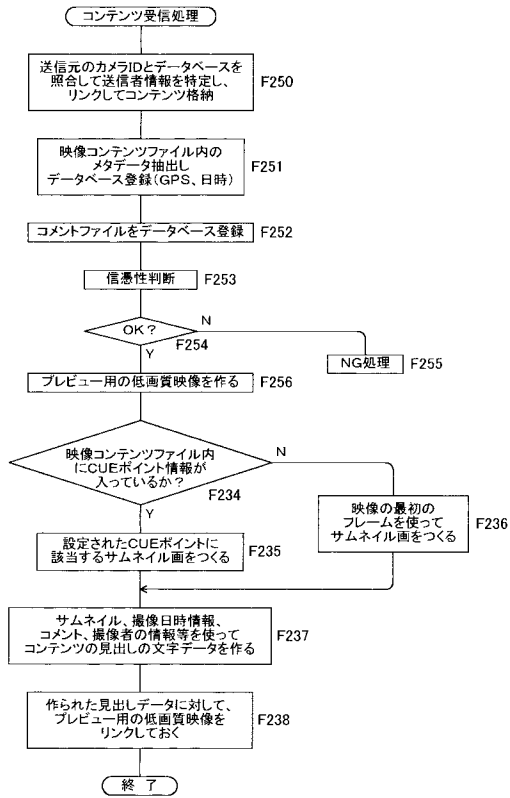
【図15】



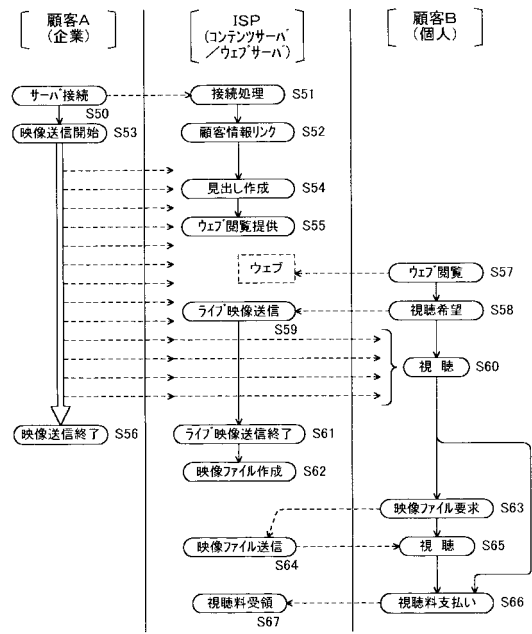
【図16】



【図17】



【図18】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2001-188729(JP,A)  
特開2001-211171(JP,A)  
特開平11-175477(JP,A)  
特開2001-217980(JP,A)  
特開平11-224228(JP,A)  
特開2000-250944(JP,A)  
特開2000-165809(JP,A)  
特開2000-101884(JP,A)  
特開2000-041144(JP,A)  
特開2000-020441(JP,A)  
特開2001-167024(JP,A)  
特開2000-222069(JP,A)  
特開平10-187305(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

G06F 13/00